

平成 24 年 度

福井県の建築住宅行政

福井県土木部建築住宅課

はじめに

福井県では、平成23年3月に改定された住生活基本計画(全国計画)に即し、また、社会経済情勢の変化等を踏まえ、平成24年3月に、福井県の住宅政策に関する最も上位に位置づけられる計画となる「福井県住宅・宅地マスタープラン」を改定いたしました。

福井は、「経済的な豊かさ」「住み良さ」「県民の資質・行動力の高さ」など全国でも有数の住み良い県の一つです。これら本県の特長を支えているのは、ゆとりある戸建持ち家住宅、豊かな自然環境や良好なまち並み、三世代同居・近居、福井に残る家族や地域のつながりの力などの「ふくいらしい住まい方」です。

福井県住宅・宅地マスタープランでは、これらの優れた福井の特性を自覚し、ふくいらしい「住まい」「まち並み」「住まい方」をより良い資産として次世代に継承していくために、「ふくいらしい住まい」「誇りと愛着が持てるまち並み」「持続可能な循環型社会」「誰にもやさしい住まい方」の4つを基本目標に位置づけております。これらの目標ごとに定めた住宅・宅地施策を実践することで、「家族」「地域」「世代」のつながりを活かした『ゆとりある豊かな住生活の実現』を目指して参ります。

本書は、本県における建築住宅行政の現状をまとめたものですが、多くの方々にご活用いただき、今後の建築住宅行政の推進に少しでも役立てていただければ幸いです。

平成24年8月

福井県土木部建築住宅課長 井上 邦夫

目 次

I	行政組織と事務分掌	
1	建築住宅行政組織の変遷	1
2	組織図	2
3	建築職の職員数	2
4	建築住宅行政の所掌事務	3
5	所管する条例・規則・要綱の一覧	4
6	建築行政関係の附属機関	5
7	特定行政庁の所轄区域	6
8	福井県の位置および都市計画区域図	7
II	所管事業の概要	
1	【建築住宅課の事業体系(グループ別)】	8
2	【建築行政の概要】	10
3	【住宅行政の概要】	13
参	考 資 料	
1.	【建築住宅課所管の歳入歳出決算概要】	23
2.	【出資・出捐・設立許可している公益法人等】	24
3.	【建築確認、許可等取扱件数】	25
4.	【道路位置指定件数】	29
5.	【定期調査等の報告件数】	30
6.	【県下の着工建築物の状況】	31
7.	【建築協定認可一覧】	36
8.	【建設リサイクル法による対象建設工事に係る届出等件数】	36
9.	【二級・木造建築士試験結果等】	37
10.	【建築物におけるバリアフリー法による認定件数】	38
11.	【省エネ法届出・受理件数】	38
12.	【福祉のまちづくり条例 特定施設新築等の届出件数】	39
13.	【がけ地近接等危険住宅移転事業の実施状況】	40
14.	【優良宅地・優良住宅認定取扱件数】	41
15.	【宅地建物取引主任者と取引業者の登録状況等】	42
16.	【住宅政策の取り組み状況】	43
17.	【住宅・土地統計調査および住宅生活総合調査】	44
18.	【木造住宅耐震化促進事業実績戸数】	45
19.	【福井県被災者住宅再建資金無利子貸付事業 選定件数】	46
20.	【県産材を活用したふくい住まい支援事業(新築)選定件数】	46
21.	【長期優良住宅の普及の促進等に関する法律 認定件数】	47
22.	【省エネルギーフォーム促進事業 実績戸数】	47
23.	【住宅市街地基盤整備事業実績】	48
24.	【特定優良賃貸住宅・高齢者向け優良賃貸住宅の建設戸数】	49
25.	【公営住宅・特定公共賃貸住宅の整備戸数】	49
26.	【公営住宅等管理戸数】	50
27.	【県営住宅の管理戸数】	51

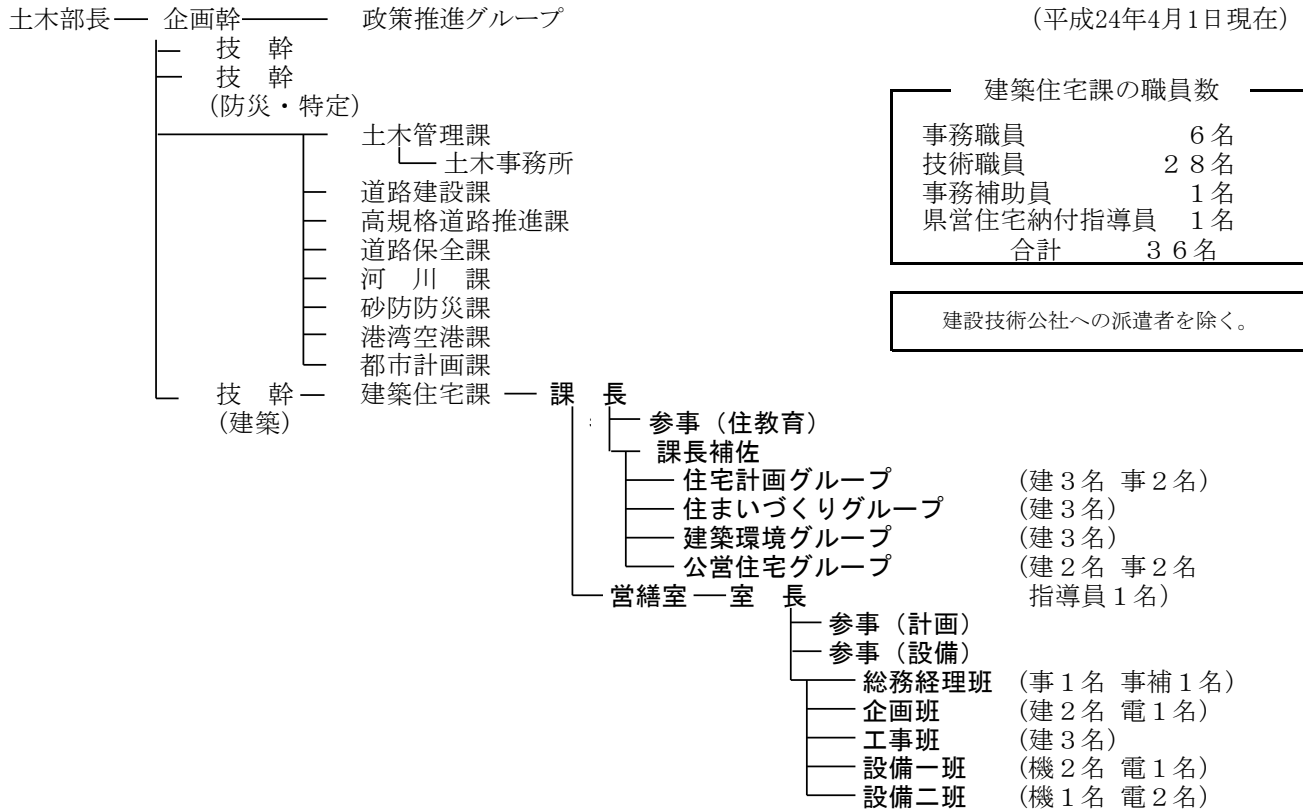
I 行政組織と事務分掌

1.【建築住宅行政組織の変遷】

年度	知事	技幹(建築)	課長	人員	係(平成9年度よりグループ制導入)
21					土木部建築課(被災復興院 福井建築出張所)
22	4.5		2.5 竹内佐平治	25	内務部総務課(営繕) 総務部庶務課営繕係
23				72	総務係 指導係 資材係 住宅係
24				67	
25			6.29 谷口 治郎	50	第一指導 第二指導
26	小幡治和			50	
27				50	
28			9.17 佐田 強	49	
29				47	庶務
30	4.23			47	
31	羽根盛一			43	
32				38	
33				39	審査 指導
34	4.23			39	
35				39	
36				40	
37			6.1 河野 務道	42	第一営繕 第二営繕 第三営繕
38	北栄造		11.1 宇野 喜之	41	住宅第一 住宅第二 住宅第三 営繕第一 営繕第二 営繕第三
39				40	
40				40	
41				40	
42	4.15			42	指導 住宅 住宅管理 工査 設計 工事第一 工事第二
43			4.1 熊谷 照蔵	40	総務 企画 都市開発 建築指導 融資住宅 工営第一 工営第二 設備
44				41	
45			4.1 瀬田 精一	50	
46				53	
47				57	
48				37	
49				37	
50				32	
51	中川平大夫			32	審査指導
52			4.1 瀬田 (→事務取扱)	32	
53			4.1 佐野 英雄	25	
54				27	
55				27	
56				28	
57				26	
58			4.1 佐野 (→事務取扱)	24	
59			4.1 林 恒男	23	
60				24	
61			4.1 林 (→事務取扱)	24	
62				24	
63	5.12		4.1 池上 博視	22	
H元				22	建築住宅課
2			4.1 池上	22	
3			4.1 高木 靖夫	22	建築企画
4				22	
5				22	
6	栗田幸雄		5.15 高木	22	
7			5.15 伊戸 紘孝	22	住宅計画 建築環境 住まいづくり 公営住宅
8				22	
9				22	
10			4.1 伊戸	20	
11			4.1 阿戸 元宏	20	
12			5.17 阿戸	20	
13			5.17 伊藤 幹男	19	
14			4.1 伊藤	20	
15			4.1 木本 友正	20	
16	4.23		6.1	20	
17			4.1 北山太市郎	20	
18			4.1 五十嵐穰治	18	
19			4.1 五十嵐	17	
20	西川一誠		4.1 小林登志夫	17	
21			5.17 小林	18	
22			5.17 宗澤 公夫	18	
23			4.1 宗澤	16	
24			4.1 山口 峰徳	16	
			4.1 山口	16	
			4.1 山中 邦一	16	
			5.17 横山	18	
			5.17 井上 邦夫	34	

人員には、住宅供給公社・建築住宅センター・建設技術公社への出向者、事務補助員は除く。

2.【組織図】



3.【建築職の職員数】

職 種	技術職員												事務職員	事務補助員	納付指導員	合計
	所 属 名	建築職									機 械 職	電 気 職				
		技 幹	課 長	参 事	出先課長	GL主任	主任	企画主査	主 査	主 事						
会計局 工事検査課				1							1	1				2
総務部 新国体推進課								1			1					1
総合政策部					1			1			2					2
政策推進課								1			1					1
交通まちづくり課					1						1					1
観光営業部 文化振興課								1			1					1
土木部	1	1	4	7	6	8	4	3	11	45	5	4	6	1	1	62
都市計画課			1			1			1	3						3
建築住宅課		1	3		6	1	3	2	4	20	4	4	6	1	1	36
管・理・職・等			1							2			1			3
住宅計画グループ					1			1	1	3			2			5
住まいづくりグループ					1		1		1	3						3
建築環境グループ					1			1	1	3						3
公営住宅グループ					1				1	2			2		1	5
営繕室			2		2	1	2			7	4	4	1	1		17
土木事務所				7		6	1	1	6	21	1					22
福井・建築営繕課				1		1			1	3	1					4
三国・建築課				1		1		1		3						3
奥越・建築課				1		1			1	3						3
丹南・建築課				1		1			1	3						3
鯖江丹生・建築課				1		1			1	3						3
敦賀・建築課				1		1			1	3						3
小浜・建築課				1		1			1	3						3
教育庁 学校教育振興課					1			1		2						2
警察本部 会計課							2			2						2
(公財)福井県建設技術公社						1				1						1
雪対策・建設技術研究所			1							1						1
合 計	1	1	6	7	9	10	6	5	11	56	6	4	6	1	1	74

- ・土木事務所名のゴシック体は、県営住宅の管理について事務委任している事務所を示す。
- ・ は、建築住宅課および土木事務所の内訳を表し、内数となっている。
- ・建築住宅課（営繕室含む）の他は、事務職員、事務補助員を除く。

4.【建築住宅行政の所掌事務】

福井県行政組織規則および福井県事務委任規則に基づく主な所掌事務

建築住宅課

- (1) 宅地建物取引業法の施行に関する事。
- (2) 租税特別措置法に基づく優良宅地および優良住宅の認定に関する事。
- (3) マンションの管理の適正化の推進に関する法律の施行に関する事。
- (4) 住生活基本法の施行に関する事。
- (5) 住宅地区改良法の施行に関する事。
- (6) 高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行に関する事。
- (7) 独立行政法人住宅金融支援機構法による建築住宅の審査に関する事。
- (8) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関する事。
- (9) 建築基準法の施行に関する事。
- (10) 建築士法の施行に関する事。
- (11) 新住宅市街地開発法の施行に関する事。
- (12) エネルギーの使用の合理化に関する法律の施行に関する事（建築物に係るものに限る）。
- (13) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する事。
- (14) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事（建築物の分別解体等に係るものに限る）。
- (15) マンションの建替えの円滑化等に関する法律の施行に関する事。
- (16) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事（建築物に係るものに限る）。
- (17) 建築に関する統計、調査および企画に関する事。
- (18) 公営住宅法の施行に関する事。
- (19) 県営住宅およびその附属施設の管理および処分ならびに貸付料の徴収に関する事。
- (20) 福井県建築審査会および福井県建築士審査会に関する事。
- (21) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行に関する事（宅地建物取引業者に係るものに限る）。
- (22) 前各号のほか、建築に関する事。

（営繕室）

- (1) 営繕工事の企画および調整に関する事。
- (2) 営繕工事の設計および監理に関する事。
- (3) 県有財産の評価に関する事。
- (4) 建築工事用資材の標準単価に関する事。
- (5) 県産品活用の推進に関する事。
- (6) 県有建築物の保全計画に関する事。

土木事務所の建築課・建築営繕課

- (1) 建築基準法の施行に関する事。
- (2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事（建築物の分別解体等に係るものに限る）。
- (3) 独立行政法人住宅金融支援機構の委託業務に関する事。
- (4) 都市計画法に基づく開発行為に関する事。
- (5) 租税特別措置法に基づく優良宅地・優良住宅の認定に関する事。
- (6) 建築士法の施行に関する事。
- (7) 福祉のまちづくり条例の施行に関する事（健康福祉センターの所管に属するものを除く）。
- (8) 県有建物の設計および監理に関する事。
- (9) 県有建物の営繕工事に関する事。
- (10) 県営住宅および共同施設の管理に関する事（木造に限る）（福井・敦賀土木事務所を除く）。
- (11) 前各号のほか、建築に関する事。

5. 【所管する法令・条例・規則・要綱の一覧】

平成24年4月1日現在

グループ	法令・条例・規則・要綱・要領名	公布年月日	公布番号
建 計 住 建 公 住 建 公	①職員をもって充てる附属機関の委員等に関する訓令	S40. 12. 14	訓令 第 34号
	③福井県手数料徴収条例	H12. 3. 21	条例 第 2号
	土木部所管補助金等交付要綱	S46. 7. 20	
計	☆宅地建物取引業法	S27. 6. 10	法律 第176号
	積立式宅地建物販売業法	S46. 6. 16	法律 第111号
計	不動産特定共同事業法	H 6. 6. 29	法律 第 77号
	⑨宅地建物取引業法施行細則	S40. 3. 31	規則 第 15号
計	⑨宅地建物取引業者名簿等の閲覧規則	S40. 3. 31	規則 第 16号
	☆特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律	H19. 5. 30	法律 第 66号
計	☆地方住宅供給公社法	S40. 6. 10	法律 第124号
	⑨租税特別措置法に基づく優良宅地および優良住宅認定事務施行規則	S49. 12. 28	規則 第 64号
計	☆マンションの管理の適正化の推進に関する法律	H12. 12. 8	法律 第 49号
	☆マンションの建替えの円滑化等に関する法律	H14. 6. 19	法律 第 78号
計	☆新住宅市街地開発法	S38. 7. 11	法律 第134号
	☆住生活基本法	H18. 6. 8	法律 第 61号
計	☆高齢者の居住の安定確保に関する法律	H13. 4. 6	法律 第 26号
	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	H 5. 5. 21	法律 第 52号
計	福井県地域優良賃貸住宅（高齢者型）制度要綱	H20. 3. 3	
	福井県地域優良賃貸住宅（一般型）制度要綱	H20. 3. 3	
計	福井県地域優良賃貸住宅（高齢者型）整備促進事業補助金交付要領	H20. 3. 3	
	☆住宅地区改良法	S35. 5. 17	法律 第 84号
住	優良田園住宅の建設の促進に関する法律	H10. 4. 17	法律 第 41号
	住宅の品質確保の促進等に関する法律	H11. 6. 23	法律 第 81号
住	☆長期優良住宅の普及の促進に関する法律	H20. 12. 5	法律 第 87号
	木造住宅耐震化促進事業（耐震診断等）補助金交付要領	H20. 4. 1	
住	木造住宅耐震化促進事業（耐震改修）補助金交付要領	H20. 4. 1	
	☆建築基準法	S25. 5. 24	法律 第201号
建	☆建築士法	S25. 5. 24	法律 第202号
	☆高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	H18. 6. 21	法律 第 91号
建	☆エネルギーの使用の合理化に関する法律	S54. 6. 22	法律 第 49号
	☆建築物の耐震改修の促進に関する法律	H 7. 10. 27	法律 第123号
建	☆建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建築物の分別解体等に係るものに限る）	H12. 5. 31	法律 第104号
	⑨福井県建築基準条例	S36. 4. 7	条例 第 21号
建	⑨建築基準法施行細則	S47. 4. 25	規則 第 41号
	⑨建築基準法第22条の規定による区域	S47. 4. 21	告示 第401号
建	⑨建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則	S26. 3. 30	規則 第 9号
	⑨福井県建築審査会条例	S25. 11. 18	条例 第 74号
建	⑨建築士法施行細則	S25. 11. 13	規則 第 99号
	市街地形成推進事業補助金交付要領	H 6. 2. 7	
建	☆公営住宅法	S26. 6. 4	法律 第193号
	⑨福井県営住宅条例	H 9. 3. 21	条例 第 3号
公	⑨福井県営住宅条例施行規則	H 9. 6. 30	規則 第 48号
	県営住宅監理員事務取扱要領	H10. 4. 1	
公	県営住宅管理人事務取扱要領	H10. 4. 1	
	福井県営住宅単身入居事務取扱要領	H10. 4. 1	
公	福井県営住宅外国人入居事務取扱要領	H10. 4. 1	
	福井県営住宅集会所（室）管理要領	S64. 1. 1	
公	福井県営住宅増築承認事務要領	H 2. 4. 1	
	福井県営住宅承継承認事務処理要領	S59. 11. 15	
公	県営住宅にかかる住宅交換に関する特定入居事務取扱要領	S58. 7. 1	
	福井県営住宅建替事業に伴う事務要領	S56. 8. 26	
公	高額所得者に対する処置の実施要領	S59. 3. 22	
	支払命令等の申立手続に関する事務処理要領	S59. 3. 1	
公	福井県営住宅入居決定にかかる公開抽選実施要領	H11. 11. 1	
	福井県営住宅家賃滞納整理事務要領	H15. 5. 22	
公	災害等による県営住宅の一時使用に関する取扱要領	H16. 7. 22	
	福井県営住宅優先入居事務取扱要領	H17. 4. 1	
公	福井県営住宅駐車場取扱要綱	H19. 4. 1	
	県営住宅における重大事故等発生時の連絡要領	H21. 10. 15	
公	福井県営住宅における連帯保証人の連署を免除する場合の取扱要領	H22. 4. 1	

〔☆：福井県行政組織規則の所掌事務に記載の法律 ○：福井県条例規則集に登載巻号数〕

6.【建築行政関係の附属機関】

[地方自治法第202条の3関係]

名 称	分 担 す る 事 項	任 命 区 分	委 員	任 期 (2年 間)
福 井 県 建 築 審 査 会 S25. 11. 18 設 置	建築基準法に関する特定行政 庁または建築主事の処分につ いての審査請求に対する裁 決、用途地域内の建築許可等 に対する同意についての議 決、特定行政庁の諮問に応じ て、同法の施行に関する重要 事項の調査審議および関係行 政機関に対して建議する。 〔建築基準法第78条～83条〕 〔福井県建築審査会条例〕	建築・都市計画	○野嶋 慎二	H23. 8. 22 ～ H25. 8. 21
		建築	五十嵐釣有	H23. 8. 22 ～ H25. 8. 21
		行政	五十嵐穰治	H23. 8. 22 ～ H25. 8. 21
		法律・経済	神保美智子	H23. 8. 22 ～ H25. 8. 21
		公衆衛生	富永八千代	H23. 8. 22 ～ H25. 8. 21
福 井 県 建 築 士 審 査 会 S25. 12. 6 設 置	知事の諮問に応じて、二級建築 士または木造建築士に関する 重要事項を調査審議し、および 当該事項について関係行政庁 に答申する。その他建築士法に 基づく権限を行う。 〔建築士法第28条～33条〕	建 築 士	○高木 靖夫	H24. 4. 1 ～ H26. 3. 31
		〃	伊藤 幹男	H24. 4. 1 ～ H26. 3. 31
		〃	岸水寿美江	H24. 4. 1 ～ H26. 3. 31
		〃	田中 諭美	H24. 4. 1 ～ H26. 3. 31
		〃	馬淵 亮一	H24. 4. 1 ～ H26. 3. 31

(注1) ○は会長
任 期：2年間

(注2) 福井県宅地建物取引業審議会は平成10年度をもって廃止された。

7. 【特定行政庁の所轄区域】

建築基準法（昭和25年5月24日公布、昭和25年11月23日施行）

特定行政庁	建築主事 人数	所 管 区 域 コ-ド 市 町 村 名	面 積		人 口		人口密度 (人/㎢)	世帯数		
			(㎢)	対県全体 比 (%)	(人)	対県全体 比 (%)		(世帯)	対県全体 比 (%)	
県	福井土木	1名	322 永平寺町	94.34	2.3	20,442	2.6	216.7	7,254	2.6
	三国土木	1名	208 あわら市	116.99	2.8	29,519	3.7	252.3	9,643	3.5
			210 坂井市	209.91	5.0	91,590	11.4	436.3	29,198	10.5
			小 計	326.90	7.8	121,109	15.1	370.5	38,841	14.0
	奥越土木	1名	205 大野市	872.30	20.8	34,304	4.3	39.3	10,717	3.9
			206 勝山市	253.68	6.1	24,942	3.1	98.3	7,724	2.8
			小 計	1,125.98	26.9	59,246	7.4	52.6	18,441	6.6
	丹南土木	1名	209 越前市	230.75	5.5	84,968	10.6	368.2	27,886	10.0
			404 南越前町	343.84	8.2	11,297	1.4	32.9	3,454	1.2
			382 池田町	194.72	4.6	2,929	0.4	15.0	996	0.4
			小 計	769.31	18.4	99,194	12.4	128.9	32,336	11.6
	鯖江丹生土木部	1名	207 鯖江市	84.75	2.0	67,682	8.5	798.6	21,409	7.7
			423 越前町	152.96	3.7	22,658	2.8	148.1	6,704	2.4
			小 計	237.71	5.7	90,340	11.3	380.0	28,113	10.1
	敦賀土木	1名	202 敦賀市	251.20	6.0	67,726	8.5	269.6	26,853	9.7
			501 若狭町の部	178.65	4.3	15,792	2.0	88.4	5,005	1.8
			442 美浜町	152.32	3.6	10,263	1.3	67.4	3,814	1.4
			小 計	582.17	13.9	93,781	11.7	161.1	35,672	12.8
	小浜土木	1名	204 小浜市	232.87	5.6	30,806	3.8	132.3	11,460	4.1
			501 若狭町の部	178.65	4.3	15,792	2.0	88.4	5,005	1.8
			481 高浜町	72.20	1.7	10,804	1.3	149.6	4,040	1.5
			483 おおい町	212.21	5.1	8,488	1.1	40.0	3,168	1.1
			小 計	695.93	16.6	65,890	8.2	94.7	23,673	8.5
本庁2名	9名	16市町	3,653.89	87.2	534,210	66.7	146.2	179,325	64.5	
市	福井市	3名	201 福井市	536.19	12.8	266,234	33.3	496.5	98,823	35.5
合 計	12名	17市町	4,189.88	100.0	800,444	100.0	191.0	278,148	100.0	

所 轄 区 域 : 建築基準法施行細則第2条、福井県行政組織規則第177条による。

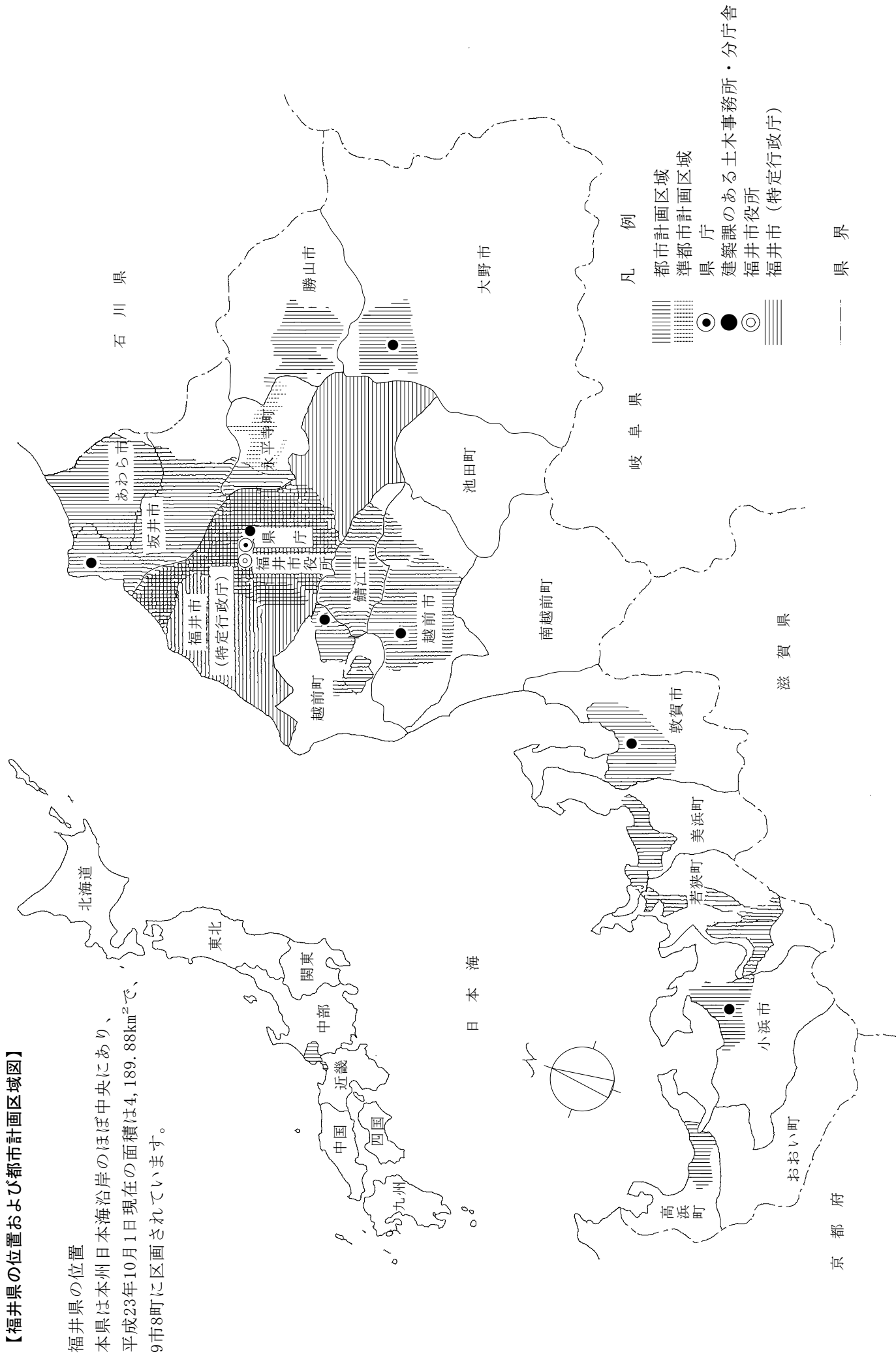
データの基準日と出典 : 面積については平成23年10月1日(国土交通省国土地理院、面積には湖沼の面積も含む。)

人口・世帯数については、平成24年5月1日(福井県総合政策部政策統計課)。

8. 【福井県の位置および都市計画区域図】

福井県の位置

本県は本州日本海沿岸のほぼ中央にあり、平成23年10月1日現在の面積は4,189.88km²で、9市8町に区画されています。



II 所管事業の概要

1. 【建築住宅課の事業体系(グループ別)】

★共通

各種団体	出資	(住宅計画グループ)	S41～H23福井県住宅供給公社
	出捐	(住宅計画グループ)	S59～(財)不動産適正取引推進機構 H 5～(財)高齢者住宅財団
		(住まいづくりグループ)	S59～(一財)福井県建築住宅センター (H23. 11. 22一般財団法人に移行)
	負担金	(住宅計画グループ)	S41～都道府県宅地建物取引業法主管者協議会
		(住まいづくりグループ)	H 3～地域住宅計画推進協議会(～H17 HOPE計画推進協議会) H 8～すまいづくりまちづくりセンター連絡協議会
H 8～住宅市街地整備推進協議会			
(建築環境グループ)		S39～全国建築審査会協議会 H13～日本建築行政会議 H 8～全国被災建築物応急危険度判定協議会	
(公営住宅グループ)	S41～(社)日本住宅協会 H 5～公共住宅事業者等連絡協議会		
貸付金	(住宅計画グループ)	S43～H23住宅供給公社事業資金の貸付	
損失補償	(債務負担行為)	S43～H23住宅供給公社事業資金の借入金	

★住宅計画グループ

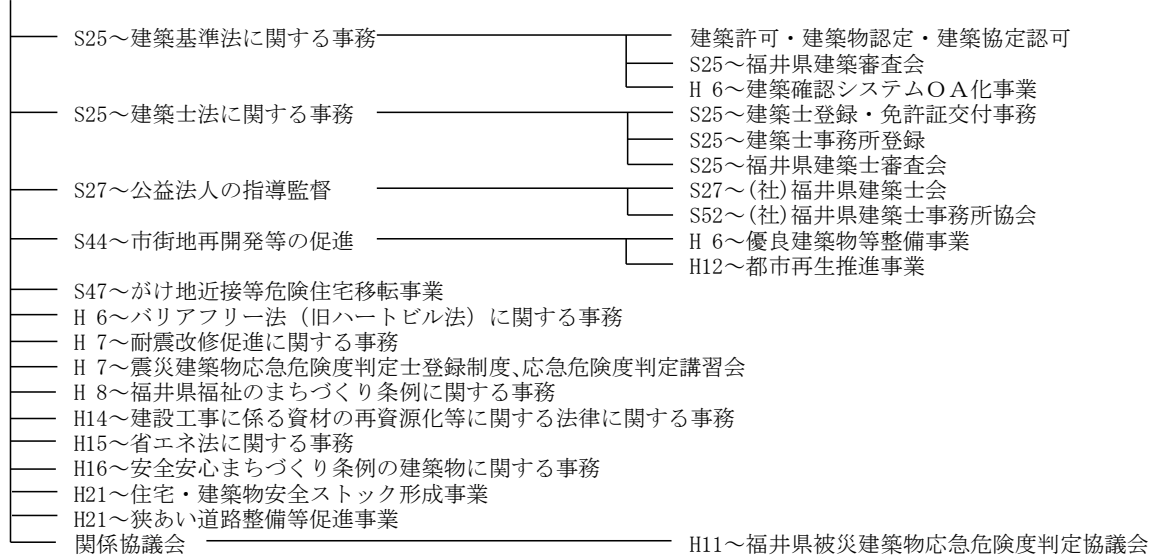
歳入歳出予算の編成・令達・執行・決算に関すること	
国庫補助事業の支出事務	S40～新産業都市等事業補助率差額
庶務に関すること	物品の出納保管、車輛の管理 文書の整理・保管・保存に関すること
S25～建築動態統計調査	
S26～建築物等実態調査	
S27～宅地建物取引業法に関する事務	S27～宅地建物取引主任者登録・主任者証交付 S27～宅地建物取引業免許事務
S41～公益法人等の指導監督	S41～H23福井県住宅供給公社 S42～(社)福井県宅地建物取引業協会
S46～住宅市街地基盤整備事業(旧 住宅宅地関連公共施設等総合整備事業)	
S48～住生活総合調査(5年毎)(旧 住宅需要実態調査)	
S48～優良宅地・優良住宅認定事務	
H 2～不動産共同事業法に関する事務	
H 3～新ふるさとマイホーム推進事業	
H 6～特定優良賃貸住宅供給促進事業に関する事務	
H 6～中高層共同住宅管理に関する事務	
H13～高齢者の居住の安定確保に関する法律に関する事務	
H13～マンションの管理の適正化の推進に関する法律に関する事務	
H14～マンションの建替えの円滑化等に関する法律に関する事務	
H17～福井県住生活基本計画に関する事務	
H23～社会資本整備総合交付金に関する事務	
H23～福井県地域住宅協議会に関する事務	

★住まいづくりグループ

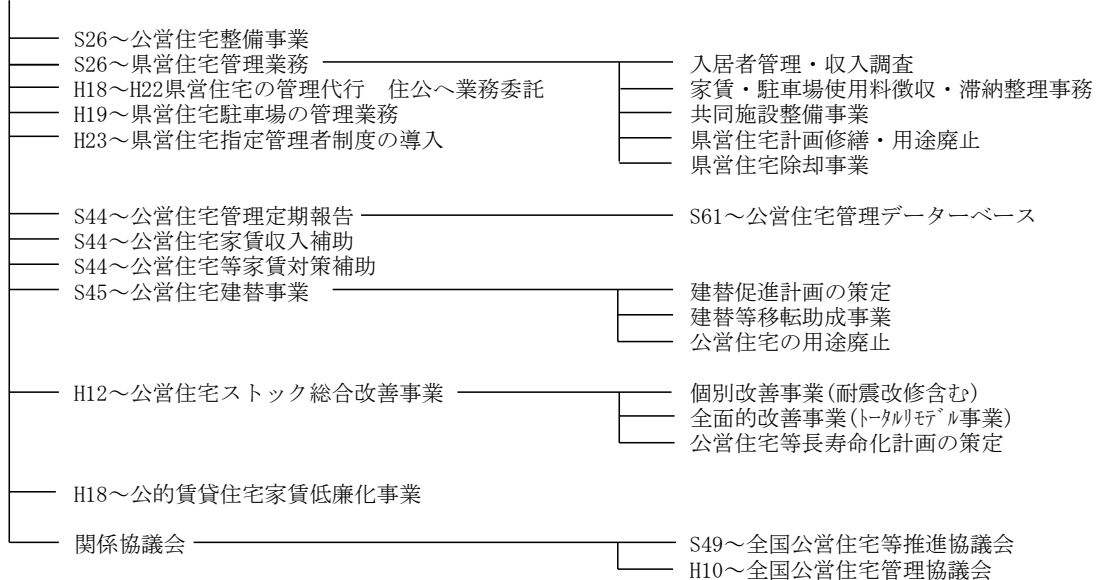
S25～受託業務	S25～住宅金融公庫受託業務 (H19～住宅金融支援機構)
S41～住環境整備事業	
S54～住宅市街地整備事業	H 4～街なみ環境整備事業
S45～公益法人の指導監督	S45～(社)福井県建築組合連合会
	S59～(一財)福井県建築住宅センター (H23. 11. 22一般財団法人へ移行)
S47～指導監督	H 4～住宅地区改良事業等
S56～住まいづくり支援事業	S56～H19地域優良分譲住宅利子補給金
	S61～H14持家づくり資金利子補給金
	H15～H17良質住宅普及促進事業
	H16～H17被災者住宅再建資金無利子貸付事業
	H17～H21住まいの相談事業
	H18～H20ゆとりと安心の住まい支援事業 H18～住まいの履歴書の普及事業 H21～県産材を活用したふくいの住まい支援事業
H11～優良田園住宅の供給に係る知事協議に関する事務	
H11～住宅の品質確保の促進等に関する法律に関する事務	
H17～木造住宅耐震化促進事業	H20～木造住宅耐震化促進事業(耐震診断等) H20～木造住宅耐震化促進事業(耐震改修)
H21～長期優良住宅の普及の促進に関する法律に関する事務	
H22～省エネ法に関する事務(第二種特定建築物の届出に関すること)	
H18～福井県空き家情報バンクに関する事務	



★建築環境グループ



★公営住宅グループ



2.【建築行政の概要】

(1) 建築基準法の施行

① 建築確認申請および建築許可等

法の施行に伴う事務には、建築物が法および関係法令に適合しているか否かを審査および検査する事務と、原則的に禁止されている事項の許可ならびに認定や道路位置指定等、法の運用上必要な業務がある。

この業務を行うため土木事務所に建築主事を置き、県が特定行政庁として確認・許可および認定等を行っている。

なお、昭和53年度より福井市が特定行政庁として、同市管内の法の施行に関する業務を行っている。

また、平成16年5月10日より(一財)福井県建築住宅センターが知事指定の確認検査機関として、一定の区域、用途、規模を対象に確認検査業務を行っている。

[本業務の執行状況は資料 3・4 のとおり]

② 特殊建築物等定期報告

建築物、昇降機、遊戯施設等の複雑化・高度化に伴い、建築物等の適正な維持保全により安全上、防災上および衛生上適切な性能を常時確保することが重要となってきた。平成20年度には、より適切な調査、検査が行われるよう建築基準法施行規則の一部が改正されるとともに、関係告示が整備されている。

なお、昭和61年度より、定期報告制度の事務の一部を(一財)福井県建築住宅センターに委託し、同制度の普及を図ってきたが、同事務に係る期間短縮を図り県民の利便性を向上するため、平成21年度から県(各土木事務所)が直接業務を行っている。

[本業務の執行状況は資料 5 のとおり]

③ 建築動態統計調査および建築物等実態調査

建築動態統計調査(建築着工統計・建築物滅失統計)は建築動態統計調査規則に基づくもので、建築物の着工状況や滅失状況を明らかにするために実施している。また、建築物等実態調査は建築物の着工状況の実態を把握するために実施するもので、どちらも国土交通省からの委託を受け調査を行っている。

[本業務の執行状況は資料 6 のとおり]

(2) 建築士法の施行

建築物の設計・工事監理等を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正化を図り、建築物の質の向上に寄与することを目的に一級建築士・二級建築士および木造建築士の制度が確立されている。

① 建築士試験

建築士試験は、一級建築士については国土交通大臣が、二級建築士および木造建築士については知事がそれぞれ資格試験を実施しているが、一級建築士試験については昭和59年度から、二級建築士試験および木造建築士試験については、昭和61年度から試験の実施に関する事務を(財)建築技術教育普及センターで行っている。

[本業務の執行状況は資料 9(1) のとおり]

② 建築士免許の登録

建築士になろうとする者は、試験に合格後、建築士免許を受けなければならない。一級建築士免許の登録および免許証の交付は国土交通大臣が、二級建築士・木造建築士免許の登録および免許証の交付は知事が行っている。

[本業務の施行状況は資料 9 (2) のとおり]

③ 建築士事務所の登録

他人の求めに応じ報酬を得て設計・工事監理等を行うことを業としようとするときは、一級、二級または木造建築士事務所の登録を受けなければならない。また、この登録は5年ごとに更新しなければならない。

なお、登録業務については、平成6年度より各土木事務所で行っている。

[本業務の施行状況は資料 9 (3) のとおり]

(3) 都市再開発法による市街地再開発事業

低層の木造建築物等が密集し、生活環境の悪化した市街地において、細分化された宅地の統合、不燃化された共同建築物の建築および公園・街路等公共施設の整備と有効なオープンスペースの確保の三者を一体的・総合的に行い、安全で快適な都市環境を創ることが重要となってきた。このため、本事業を行う組合等に対し、国、県および市町が事業費の一部を補助している。

なお、本事業は平成21年度より都市計画課へ移管した。

(4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（建築物におけるバリアフリー法）の施行

高齢者、障害者等の自立した日常生活および社会生活を確保することの重要性にかんがみ、高齢者、障害者等の移動上および施設の利用上の利便性および安全性の向上の促進を図るため、不特定かつ多数の者が利用する建築物（特定建築物）の計画の認定事務や指導等を行っている。（平成18年12月に交通バリアフリー法とハートビル法が統合され、新しくバリアフリー法として施行された。）

[本業務の執行状況は資料 10 のとおり]

(5) エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）の施行

エネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、300㎡以上の一定の建築物（対象規模が2,000㎡以上のもの：第一種特定建築物、300㎡以上2,000㎡未満のもの：第二種特定建築物）に係る省エネルギー届出書のチェックや変更指示・勧告等を行っている。平成21年4月から、第一種特定建築物に加え、第二種特定建築物の届出をした者（住宅を除く）は維持保全の状況を3年毎に定期報告することが義務付けされた。

[本業務の執行状況は資料 11 のとおり]

(6) 福井県福祉のまちづくり条例の施行

「福井県福祉のまちづくり条例」は、障害者や高齢者などを含む全ての人が、自らの意志で自由に行動し、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加し、交流することができる豊かで住みよい福井をつくるために制定され、この条例による「特定施設新築等届出書」等の受付や、整備基準のチェック等を行っている。

[本業務の執行状況は資料 12 のとおり]

(7) がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ崩れ等の災害によって、建物が被害を受けたり貴重な人命が失われたりする事故を防ぐため、がけ崩れにより住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内の危険住宅を安全な場所に移転する者に対し、国と県および市町が事業費の一部を補助している。

[本業務の執行状況は資料 13 のとおり]

(8) 安全安心まちづくり条例の建築物に関する事務

県民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的に、共同住宅を建築しようとする者に対し、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関して意見を求めるよう助言し、その旨を警察署長に通知している。

(9) 長期優良住宅の普及の促進等に関する法律の施行

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅（長期優良住宅）の普及を促進するため、建築および維持保全に関する長期優良住宅建築等計画の認定等を行っている。

[本業務の執行状況は資料 21 のとおり]

(10) 租税特別措置法による優良宅地・優良住宅の認定事務

良好な宅地や住宅の円滑な供給を図る観点から、租税特別措置法において土地譲渡益重課の適用除外または特定長期譲渡所得課税の適用等優遇措置が定められている。この優良な住宅・宅地の供給に資するため、租税特別措置法に定める一定の基準に適合する宅地造成事業等について、その認定事務が宅地規模により知事または市町長に委ねられている。

[本業務の執行状況は資料 14 のとおり]

(11) 宅地建物取引業法の施行

宅地建物の円滑適正な取引と購入者等の利益の確保を図るため、宅地建物取引業者の免許制度を実施し、業者の資質の向上と取引主任者の育成等の指導を行っている。また、一般県民に対しては関係機関と密接な連携を図り、誇大広告の取締りを実施して、宅地建物に関する知識等の周知を図っている。

[本業務の執行状況は資料 15 のとおり]

3.【住宅行政の概要】

本県の住宅行政は、地域特性に配慮した持ち家住宅の普及促進、高齢社会を展望し社会資本としての良質住宅ストックの形成、安全で活力あるまちづくりの実現のため、種々の施策を推進している。

(1) 住宅・宅地マスタープラン改定

平成23年3月に改定された住生活基本計画（全国計画）に即し、また、本県の住宅・宅地事情やこれらを取り巻く今後の社会情勢を踏まえ、平成23年度に福井県住宅・宅地マスタープランの改定を行った。「ゆとりある豊かな住生活の実現～次世代につながるふくいの住まい方～」を基本理念とし、「住まい」「まち並み」「住まい方」を共に学ぶ「住教育」を重視して、「家族」「地域」「世代」のつながりを活かした住生活の実現を目指している。

1. (居住性) ふくいらしい住まい
 - ・ふくいらしい住まいづくり
 - ・地産地消の住まいづくり
 - ・家族が支え合う住まいづくり
2. (社会性) 誇りと愛着が持てるまち並み
 - ・美しいまち並みを育む住まいづくり
 - ・地域の良さを活かしたまち並みづくり
 - ・先人が築きあげた住まいやまち並みの保存・活用
3. (持続性) 持続可能な循環型社会
 - ・地震に強い住まいづくり
 - ・既存ストックの有効活用
 - ・環境にやさしい住まいづくり
4. (安定性) 誰にもやさしい住まい方
 - ・高齢者等にやさしい住まいづくり
 - ・地域で支え合う住まいづくり
 - ・公的賃貸住宅の適切な供給

なお、本マスタープラン内にて、高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に基づく「福井県高齢者居住安定確保計画」として位置付け、健康長寿な福井県にふさわしい、在宅で医療や介護を受けられることができるなどの居住環境を整えて、住み慣れた地域で自分らしく暮らせる社会（エイジング・イン・プレイス）の実現を目指している。

(2) 「住宅・土地統計調査」および「住生活総合調査」

総務省は住宅および世帯の居住状況の実態を把握するため、5年毎に「住宅・土地統計調査」を実施している（平成20年10月1日実施）。

一方、国土交通省では、住民の住宅に対する意識や建替え計画の有無等を詳細に把握するため、住宅・土地統計調査の実施年に合わせ「住宅需要実態調査」を実施していたが、平成20年度より「住生活総合調査」として実施することになった。県では、前述した建築動態統計調査、建築物等実態調査と上記2調査との結果を分析して、今後の住宅施策や住宅・宅地マスタープラン策定のための基礎資料としている。

[本業務の調査結果は資料 17 のとおり]

(3) 住まいづくり支援

ゆとりある住生活の実現と、福井に適合した快適で質の高い生活空間の整備を図るため、次の事業からなる「住まいづくり支援事業」を行う。

① 住まいの相談事業補助金

県では、平成8年度から平成16年度にかけて「すまい情報センター」を公的住宅相談所として開設し、住宅の専門家が公正で中立的な立場から、住宅相談、住情報の提供を行ってきた。平成17年度からは、(財)福井県建築住宅センターが良質住宅の供給の促進と普及啓発を図ることを目的として実施する住まいの相談事業に対する補助制度に移行した。

平成21年度末をもって本補助制度を終了した。

② 木造住宅耐震診断促進事業（平成17～19年度）

平成17年度から木造住宅耐震診断士の登録制度を設けるとともに、木造住宅耐震診断士の派遣事業を実施する市町に対し、県が補助する制度を開始した。市町が要する費用（1戸あたり27千円）の1/3（9千円）を補助する。

事業主体	市町
補助対象	自己が所有する昭和56年5月以前に建設された戸建て木造住宅
耐震診断費用	1戸あたり30,000円（市町：27,000円 + 自己負担：3,000円）
市町に対する補助額	1戸あたり 国：13,500円、県：9,000円（市町負担4,500円）

一方、建築関係公益法人を主体に、福井県木造住宅耐震促進協議会（事務局：（社）福井県建築士事務所協会）が設立され、木造住宅耐震診断士の養成講習会の開催、木造住宅耐震診断士の派遣などの事業を行っている。

平成19年度末をもって本事業は終了。平成20年度から木造住宅耐震化促進事業に制度拡充を行った。

[本業務の執行状況は資料18のとおり]

③ 木造住宅耐震化促進事業（耐震診断等、耐震改修）（平成20年度～）

平成20年度から、木造住宅耐震診断促進事業を制度拡充し、耐震診断に加えて、補強プラン作成、耐震改修にも支援を行う。平成23年度から、耐震改修について対象となる改修工事の基準を見直した。

ア 耐震診断等（耐震診断・補強プラン）

耐震診断および補強プランの作成のために、耐震診断士(*1)の派遣事業を実施する市町に対し、県が補助を行う。

事業主体	市町	
補助対象	昭和56年5月以前に建設された戸建て木造住宅	
耐震診断	一般診断法による耐震診断	
	診断費用	30,000円/戸（市町27,000円 + 個人負担3,000円）
	財源内訳	国：13,500円 県：9,000円 市町：4,500円
補強プラン	概略の補強計画作成	
	診断費用	30,000円/戸（市町27,000円 + 個人負担3,000円）
	財源内訳	国：13,500円 県：9,000円 市町：4,500円

(*1)福井県木造住宅耐震診断士

イ 耐震改修（平成20年度～平成22年度）

耐震改修の補助を実施する市町に対し、県が補助を行う。

事業主体	市町	
対象となる住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・個人が所有する昭和56年5月以前に建設された一戸建て木造住宅 ・市町の耐震診断派遣事業による耐震診断を受けた木造住宅 ・診断の結果、上部構造評定が1.0未満（積雪を考慮した場合）の住宅 	
対象となる改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・改修後の上部構造評定が1.0以上となる改修工事（積雪を考慮しない場合） （ただし、積雪を考慮しない場合に上部構造評定1.0以上となる場合は、積雪を考慮した場合で、上部構造評定が1.0以上となる改修工事） ・耐震診断士(*1)が補強計画を行い、協議会(*2)の判定を受けること ・耐震診断士が工事監理を行うこと 	
補助金額	耐震改修に要する費用の2/3以内（限度額60万円）	
	財源内訳	県：1/3以内（上限30万円） 市町：1/3以内

(*1)福井県木造住宅耐震診断士

(*2)福井県木造住宅耐震促進協議会

イ 耐震改修（平成23年度～）

耐震改修の補助を実施する市町に対し、県が補助を行う。

事業主体	市町	
対象となる住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・個人が所有する昭和56年5月以前に建設された一戸建て木造住宅 ・市町の耐震診断派遣事業による耐震診断を受けた木造住宅 ・耐震診断の結果、耐震性が不十分と診断された住宅（上部構造評定が1.0未満の住宅） 	
対象となる改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・改修後の上部構造評定が1.0以上となる改修工事 ただし、住宅全体の耐震改修が困難な場合は、改修後の上部構造評定が0.7以上となること ・耐震診断士(*1)が補強計画を行い、協議会(*2)の判定を受けること ・耐震診断士が工事監理を行うこと 	
補助金額	耐震改修に要する費用の2/3以内（限度額60万円）	
	財源内訳	県：1/3以内（上限30万円） 市町：1/3以内

(*1)福井県木造住宅耐震診断士

(*2)福井県木造住宅耐震促進協議会

ウ 建替

耐震性の劣る住宅(*3)を建替えて、一定の基準を満たす一戸建て木造住宅（在来工法）を建設される方に補助する。

区分	条件		補助金額
	基礎要件	上質要件	
住宅の新築	<ul style="list-style-type: none"> ・一戸建て在来木造住宅 ・年間所得1,200万円以下 ・性能保証住宅 ・下記の住宅性能表示基準相当 <ul style="list-style-type: none"> 劣化、ホルムアルデヒド…等級2 省エネルギー…等級3 高齢者等配慮…等級4 ・県内産木材 40%以上 ・住宅部分延床面積 55㎡以上 	克雪住宅 二世帯住宅 次世代断熱住宅 のいずれかの場合	80万円

(*3)昭和56年5月以前に建設された住宅で耐震診断の結果、評点1.0未満と判定された住宅平成20年度末をもって新規申込み受付を終了した。

[本業務の執行状況は資料 18 のとおり]

④ 被災者住宅再建補助金

生活の基本である住環境を再建することにより、被災者にとって最も深刻な住宅問題を早急に解決するとともに、地域コミュニティの崩壊を防止し、地域の伝統や文化の喪失を防ぐため、被害を受けた住宅の新築、補修等について補助する。平成16年7月豪雨を受け、同年8月に創設し、平成18年度をもって本事業は終了した。
(金額は補助金の支給上限額)

	全 壊		大規模半壊		大規模でない半壊	一部破損・床上浸水
①住宅の新築・補修に係る経費 (解体撤去費含む)	300万円 (注1)	200万円 (被災者生活再建支援法)	150万円(注1)		150万円	50万円
			100万円 (被災者生活再建支援法)			
②家財道具等	100万円 (注1)	100万円 (被災者生活再建支援法)	50万円			
合 計	400万円		200万円			50万円

(注1) 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金を受領した場合は、当該支援金を差し引いた額を補助限度額とする。

⑤ 福井県被災者住宅再建資金無利子貸付事業

生活の基本である住環境を再建することにより、被災者にとって最も深刻な住宅問題を早急に解決するとともに、地域コミュニティの崩壊を防止し、地域の伝統や文化の喪失を防ぐため、被害を受けた住宅の新築、購入、補修費用について利子補給を行う。平成16年7月豪雨を受け、同年8月に創設し、平成17年度末をもって申込み受付を終了した。

制度の概要

1) 利子補給対象者

自ら居住する自己所有の住宅に被害を受けた被災者で、自らの居住の用に供するために、補修または同一市町内に住宅を新築、購入し当該住宅を所有する者

2) 利子補給対象限度額

- ①全壊の場合 …………… 20,000千円
- ②半壊の場合 …………… 10,000千円
- ③一部破損、床上浸水の場合 …………… 3,000千円

3) 利子補給率 上限2.1%

4) 補助事業主体 県

5) 申込み等期限 申込期限 平成17年度内 融資実行期限 平成18年度内

6) 対象金融機関 住宅金融公庫または民間金融機関

7) 利子補給期間 5年(利子補給開始は、住宅の補修または新築工事等が完了、融資実行後)

[本業務の執行状況は資料19のとおり]

⑥ 県産材を活用したふくいの住まい支援事業

本制度は、県産材を活用し、かつ高断熱基準など一定の水準を満たす優良な在来木造住宅を新築、または購入する者に対し補助を行うことにより、豊かさを実感できる住環境を実現することを目的とし、平成21年度に創設した。ただし、平成22年度は国の住宅版

エコポイント制度の実施に伴い制度を改正し、さらに平成23年度にも制度を改正した。
 なお、予算計上は県産材活用課で行っている。

県産材を活用したふくいの住まい支援事業の概要（平成21年度）

補助対象者・住宅の要件	区 分	補助金額
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一戸建て在来木造住宅 ・ 年間所得1,200万円以下 ・ 住宅部分延床面積 100㎡以上 ・ 日本住宅性能表示基準における省エネルギー対策等級 断熱材…等級3 居室の開開口部…等級4（ペアガラス等） ・ 県内産木材 40%以上 	敷地面積 200㎡以上	50万円
	敷地面積 200㎡未満	30万円

県産材を活用したふくいの住まい支援事業の概要（平成22年度～23年7月）

補助対象者・住宅の要件	区 分	補助金額
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税滞納が無いこと ・ 一戸建て在来木造住宅 ・ 住宅部分延床面積 100㎡以上 ・ 国の実施する住宅版エコポイント事業の対象住宅 ・ 県内産木材を 40%以上または延床面積当たり0.09㎡³以上使用 	敷地面積 200㎡以上	30万円
	敷地面積 200㎡未満	20万円

県産材を活用したふくいの住まい支援事業の概要（平成23年8月～）

補助対象者・住宅の要件	区 分	補助金額
(平成23年8月1日～) <ul style="list-style-type: none"> ・ 県税滞納が無いこと ・ 一戸建て在来木造住宅 ・ 住宅部分延床面積 100㎡以上 ・ 住宅性能表示 省エネ等級4以上の住宅 ・ 県内産木材を 40%以上または延床面積当たり0.09㎡³以上使用 	敷地面積 200㎡以上	50万円
	敷地面積 200㎡未満	30万円

[本業務の執行状況は資料 20 のとおり]

⑦ 省エネルギーフォーム促進事業

本制度は、住宅の窓や壁等の断熱性能を高めるリフォームを喚起することで、地球温暖化対策の推進に加えて、地域経済の活性化を図ることを目的とし、平成21年度に創設した。ただし、平成22年度は、国の住宅版エコポイント制度の実施に伴い制度を改正し、さらに平成23年度にも制度の改正を行い、平成23年度末をもって本事業は終了した。

省エネルギーフォーム促進事業（平成22年度）

補助対象工事	補助金額 (補助対象工事費の1/3の金額)
①省エネルギーフォーム工事 <ul style="list-style-type: none"> ・ 持家住宅で、居住部分の床面積が50㎡以上 ・ 1以上の居室にある外気に接するすべての窓等の断熱化（二重サッシュ、複層ガラス等） ・ 1以上のLED照明器具の取替え等 ・ 県内に本店を置く事業者が施行 ・ 工事費が20万円以上 	上限額 20万円 ※平成22年度の補助金額は、住宅エコポイント(1ポイントを1円として換算)を含んだ額
②省エネルギーフォーム工事〔耐震改修と併せて行う場合〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ ①の工事に加え、耐震改修リフォームと併せて外壁等の断熱化を行う場合 ※耐震改修リフォーム：市町が実施する木造住宅耐震改修促進事業の規定による耐震改修工事	上限額 40万円 ※平成22年度の補助金額は、住宅エコポイント(1ポイントを1円として換算)を含んだ額

省エネルギー促進事業（平成23年度）

補助対象工事	補助金額 (補助対象工事費の10%の金額)
①省エネルギー工事 ・持家住宅で、居住部分の床面積が50㎡以上 ・県内に本店を置く事業者が施行 ・1以上の外気に接する窓の断熱化（住宅エコポイント対象工事） ・窓の断熱化と併せて行う外壁の断熱改修、バリアフリー改修、環境対応型設備の設置（住宅エコポイント対象工事）および住宅環境性能向上工事 ・工事費が10万円以上	上限額 10万円
②省エネルギー工事〔耐震改修と併せて行う場合〕 ・①の工事に加え、耐震改修リフォームと併せて外壁等の断熱化を行う場合 ※耐震改修リフォーム：市町が実施する木造住宅耐震改修促進事業の規定による耐震改修工事	上限額 20万円

[本業務の執行状況は資料 22 のとおり]

（4）街なみ環境整備事業

住宅が密集し、かつ、生活道路等の地区施設が未整備であること、住宅等が良好な美観を有していないこと等により住環境の整備改善を必要とする区域において、ゆとりとうるおいのある住宅地区形成のための事業である。

本県では、越前市京町地区において、寺社等歴史的資産を活かした生活空間の整備を平成4年度から10年度にかけて実施し、さらに、越前市蓬莱地区において蔵を活かした街なみの整備を平成7年度から14年度にかけて実施した。

また、平成17年度から、大野市城下町地区、坂井市三国町湊町地区において新たに整備事業を実施している。

（5）住宅市街地基盤整備事業

良好な住宅および宅地の供給を促進するために昭和53年度に創設された制度で、国土交通省が定める一定規模以上の住宅建設事業もしくは宅地開発事業、団地の改善に関連して基盤整備が必要となる公共施設（道路・都市公園・下水道・河川等で国土交通省所管となるもの）について通常の国庫補助事業に加えて別枠で補助を行うものである。

[本業務の執行状況は資料 23 のとおり]

（6）住宅地区改良事業

この事業は、住宅地区改良法（昭和35年5月18日法律第84号）に基づき、国土交通大臣が指定した地区の不良住宅を除却するとともに、改良住宅を建設して居住者にこれを提供し、地区を整備することによって健全な住宅環境を形成するものである。

なお、この事業は原則として市町が施行し、県は事業の円滑な進捗を図るため指導ならびに技術援助を行う。

（7）住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）の委託業務

住宅を建てたいが自力では建設するだけの資金を持たないものに対して長期かつ

低利で建設資金を融資することを目的に、県では公庫と業務委託契約を結び、公庫の個人住宅をはじめ分譲住宅、賃貸住宅、産業労働者住宅、中高層耐火住宅および雇用促進事業団融資住宅等の設計審査、現場審査等の事務を取扱ってきた。なお昭和56年4月より、福井市管内にかかる業務はすべて同市において取扱っている。

なお、平成19年4月1日に「独立行政法人住宅金融支援機構法」（平成17年7月6日法律第82号）が施行され、「住宅金融公庫法」が廃止されたことに伴い、住宅金融公庫が解散され、その権利及び義務を引き継ぐ独立行政法人住宅金融支援機構が設立された。

これまで、旧公庫の一般向け融資住宅の工事審査は、地方公共団体にすべて委託されてきたが、機構が引き継ぐ融資制度は今回大幅に縮小された。

業務委託契約については、旧公庫との契約を解除し、機構との間で新たに締結したが、委託内容は災害関連融資住宅に係る工事審査に限定される。

（8）地域優良賃貸住宅の供給促進

①地域優良賃貸住宅（一般型）

賃貸住宅は、持家を取得する前の住宅として根強い需要がある。しかし、民間賃貸住宅には、居住環境の悪いものも少なくない。このため、地域優良賃貸住宅制度を活用し、民間土地所有者等が良質な賃貸住宅を建設する場合に、建物の共同施設部分に補助し、さらに家賃対策を講じることにより、民間賃貸住宅の居住環境向上と、持家づくりのための資金づくりに寄与していく。

なお、平成19年9月にそれまでの「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」から特定優良賃貸住宅高齢者向け優良賃貸住宅と共に再編された。

②地域優良賃貸住宅（高齢者型）の供給促進

高齢社会において高齢者の安全で安定した居住を確保するため、民間の土地所有者等による、バリアフリー基準を満たし、緊急時対応サービスを備えた高齢者向けの賃貸住宅整備を、国および地方公共団体の助成により推進する制度が、平成10年度に「高齢者向け優良賃貸住宅制度要綱」に基づく制度として創設された。（平成13年度に「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく制度となり、平成19年9月から、特定優良賃貸住宅と共に地域優良賃貸住宅制度に再編された。

県も平成12年度より国の補助と併せて市町への補助を実施し、高齢者向けの住宅の供給促進を図っている。

なお、平成23年4月に地域優良賃貸住宅制度を再編し、従来の「一般型」、「高齢者型」を一本化している。

[本業務の執行状況は資料 24 のとおり]

（9）市町営住宅等の指導監督

公営住宅法の規定に基づき、昭和32年より補助金の交付に関する事務が、大臣より知事に大幅に委任され、更に33年より補助金等の交付申請の受理・審査および現地調査が委任された。これに伴い、市町営住宅の整備・管理の適正な遂行のための事務手続および指導監督を行っている。

[本業務の執行状況は資料 25・26 のとおり]

（10）県営住宅整備事業等

① 建替事業

[町屋・松本団地建替事業]

町屋団地は、昭和38年度から60年度にかけて建設されたRC造の中層住宅団地で、敷地面積4.3ha、住戸数655戸の大規模団地である。また、松本団地は、昭和27年度から28年度にかけて建設されたRC造の中層住宅団地で、敷地面積0.23ha、住戸数48戸の団地である。両団地については、老朽化が著しい建物や耐震性が劣ると診断された建物が多くあり、これらの再整備が重要な課題となってきた。このため、町屋団地の一部を除却し、松本団地を町屋団地に統合して、新たに高層棟の整備を図ることとし、平成13年度から平成17年度にかけて、第1期の建設工事(SRC造14階建て95戸の高層棟2棟、集会所1棟)を行った。

なお整備にあたり、1. 高齢者にやさしい 2. 環境共生 3. 地域に開かれた公営住宅 4. 都心居住 を基本コンセプトとしている。

平成15年11月にA棟(95戸)、平成17年7月に集会所、平成18年3月にB棟(95戸)が完成した。

② 公営住宅ストック総合改善事業

[全面的改善事業]

老朽化した県営住宅を全面的に改善することにより、建物の長寿命化および居住性・耐震性・住環境の向上を図り、既存ストックを有効に活用しながら、住宅に対する多様なニーズに即した住宅の供給を促進することを目的としている。

改善実績：平成20～21年度 杉の木台団地7号館(26戸)

平成22～23年度 杉の木台団地9号館(34戸)

[安全性確保型]

阪神・淡路大震災においては公営住宅についても多数の住宅が被害を受けたことに鑑み、居住者の安全の確保、建築物等の被害の軽減の観点からできるだけ速やかに改修するため、既設県営住宅の耐震性能を確認し、耐震性能の劣る建物について所要の改修工事を行うこととした。

平成7年度から9年度の3箇年で、新耐震基準(昭和55年7月改正 昭和56年6月施行)導入前に建設した中層耐火建築の住棟について、耐震診断と耐震補強計画を行った。この耐震診断結果に基づき、杉の木台団地12・13号館(平成10年度～12年度)、幾久団地2号館(平成11年度～12年度)について耐震改修工事を行った。

また、住宅用火災警報器の設置義務化に伴い、全団地に住宅用火災警報器を設置した(平成18～22年度)。

[福祉対応型]

近年、平均寿命の伸長や出生率の低下等により、いまだかつて経験のない速さで高齢化が進行しており、今後、住宅施策においても急速に増加する高齢者の居住の安定を図ることが重要な課題となっている。

これらのことから、平成13年度から中層耐火構造の住棟の1階部分を高齢者向け住宅に改善し、今後の高齢社会に対応した住宅を供給している。(改善実績：49戸)

また、既設県営住宅の共用階段に手摺りを設置した(平成15年度～16年度)。

[居住性向上型]

屋根防水改修の際に断熱防水とし、断熱性能を高めて室内の結露を防止し、冷暖房

の効率を図ることにより、居住性の向上、環境への配慮を図っている。

(改修実績：19棟)

[長寿命化型]

外壁の劣化により、モルタルの剥離落下の危険性やひび割れ等による躯体の劣化を招いていることから、平成13年度から外壁の改修を行い良好な維持管理を図っている。

(改修実績：22棟)

また、屋根防水層の劣化が著しく雨漏りの危険性があることから、平成14年度から屋根防水の改修を行い居住性の向上を図っている。

(改修実績：19棟)

(11) 県営住宅等の管理

住宅管理業務の主なものは、入退去、家賃決定・収納、維持修繕等である。

入居については、原則、空家になった住宅を公募し、公開抽選により入居者を決定している。また、住宅管理については、万全を期すために県営住宅管理人を設け、緊密な連絡を保ちながら住宅および共同施設の管理、環境を良好な状態にするよう入居者の指導、家賃の納付促進、入居者の状況把握を行っている。

福井市にある県営住宅の管理は、昭和59年度から福井県住宅供給公社に委託し、平成6年度からは修繕業務も併せて委託していた。平成17年6月の公営住宅法改正により、平成18年度からは福井県住宅供給公社へ管理代行していた。

平成23年度からは指定管理者制度を導入し、耐火構造の住宅について北部地域と南部地域に分けて2事業主体が管理している。なお、木造の住宅は、それぞれ所轄の土木事務所が管理している。

[本業務の執行状況は資料 27 のとおり]

(12) 東日本大震災被災者住まい提供事業

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により福井県内に避難してきた被災者に対して、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の応急仮設住宅として、福井県が民間賃貸住宅を借り上げた。

平成23年11月1日から平成23年12月28日まで入居募集を行い、合計42戸の民間賃貸住宅を借り上げた。

参 考 資 料

1.【建築住宅課所管の歳入歳出決算概要】	23
2.【出資・出捐・設立許可している公益法人等】	24
3.【建築確認、許可等取扱件数】	25
4.【道路位置指定件数】	29
5.【定期調査等の報告件数】	30
6.【県下の着工建築物の状況】	31
7.【建築協定認可一覧】	36
8.【建設リサイクル法による対象建設工事に係る届出等件数】	36
9.【二級・木造建築士試験結果等】	37
10.【建築物におけるバリアフリー法による認定件数】	38
11.【省エネ法届出・受理件数】	38
12.【福祉のまちづくり条例 特定施設新築等の届出件数】	39
13.【がけ地近接等危険住宅移転事業の実施状況】	40
14.【優良宅地・優良住宅認定取扱件数】	41
15.【宅地建物取引主任者と取引業者の登録状況等】	42
16.【住宅政策の取り組み状況】	43
17.【住宅・土地統計調査および住生活総合調査】	44
18.【木造住宅耐震化促進事業実績戸数】	45
19.【福井県被災者住宅再建資金無利子貸付事業 選定件数】	46
20.【県産材を活用したふくいの住まい支援事業(新築)選定件数】	46
21.【長期優良住宅の普及の促進等に関する法律 認定件数】	47
22.【省エネリフォーム促進事業 実績戸数】	47
23.【住宅市街地盤整備事業実績】	48
24.【特定優良賃貸住宅・高齢者向け優良賃貸住宅の建設戸数】	49
25.【公営住宅・特定公共賃貸住宅の整備戸数】	49
26.【公営住宅等管理戸数】	50
27.【県営住宅の管理戸数】	51

1. 【建築住宅課所管の歳入歳出決算概要】（事業別・年度別）

(1) 歳入

決算額または 予算額 (斜体で示す)

(単位：千円)

費目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
使用料・手数料	639,824	636,893	609,166	617,022	608,734	622,829
使用料	526,148	528,721	525,676	526,267	513,505	516,045
手数料	113,676	108,172	83,490	90,755	95,229	106,784
国庫支出金	49,983	87,657	154,683	142,973	130,503	136,618
国庫補助金	49,470	86,133	154,170	142,412	129,942	136,105
委託金	513	1,524	513	561	561	513
繰入金	0	0	17,556	0	0	0
繰入金	0	0	17,556	0	30,299	0
財産収入	0	0	0	0	24,673	0
土地売却収入	0	0	0	0	6,798	0
残余財産収入	0	0	0	0	7,875	0
出資財産収入	0	0	0	0	10,000	0
諸収入	3,991	1,691,321	1,691,176	1,691,412	2,006	1,820
貸付金元利収入	2,280	1,689,547	1,689,547	1,689,547	0	0
受託事業収入	5	0	0	0	0	0
雑入	1,706	1,774	1,629	1,865	2,006	1,820
県債	32,000	79,000	142,000	114,000	152,000	129,000
県債	32,000	79,000	142,000	114,000	152,000	129,000
歳入計	725,798	2,494,871	2,614,581	2,565,407	893,243	890,267

手数料の証紙による収納額 (23年度内訳)

費目	件数	金額	一件当たりの金額
09 建築確認申請	3,693	62,462,500	5,000 ~460,000
構造計算適合性判定	74	14,502,000	123,000 ~583,000
41 建築許可申請	56	3,784,000	30,000 ~180,000
11 建築士免許 (二級・木造)	86	1,305,400	5,900 ~19,200
13 一級建築士事務所登録	164	2,460,000	15,000
二級・木造	69	690,000	10,000
15 宅地建物取引業者免許申請	136	4,488,000	33,000
19 " 主任者登録	62	2,294,000	37,000
21 " " 証交付	159	715,500	4,500
25 " " 登録移転	1	8,000	8,000
27 優良宅地造成認定申請	1	130,000	130,000 ~870,000
29 長期優良住宅	278	2,390,000	6,000 ~45,000
計	4,779	95,229,400	

(2) 歳出

決算額または 予算額 (斜体で示す)

(単位：千円)

費目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
土木管理費	846,775	71,301	88,906	83,832	294,541	420,960
建築指導費						
住宅費	236,208	203,170	210,917	163,509	175,937	183,291
住宅管理費						
住宅費	1,799,247	1,789,044	1,909,459	1,562,316	284,910	380,022
住宅建設費						
(公共事業)						
県営住宅建設費等	91,491	99,607	172,059	212,247	278,507	380,022
住宅供給公社関係費	1,687,267	1,687,267	1,687,267	1,347,569	0	0
その他	20,489	2,170	50,133	2,500	6,403	15,891
歳出計	2,882,230	2,063,515	2,209,282	1,809,657	755,388	984,273

2.【出資・出捐・設立許可している公益法人等】

平成24年7月末現在

<p>一般財団法人 福井県建築住宅センター〔昭和59年11月22日設立許可〕 福井市御幸3丁目10-15 建設会館3階 TEL23-0457 目的：住宅需要者の保護、建築物の防災対策の推進および建築関連業界の健全な発展を図る。 役員：10名（評議員4名含む）（理事長：五十嵐 穰治） 〔平成23年11月22日一般財団法人へ移行〕</p>
<p>財団法人 不動産適正取引推進機構〔昭和59年4月12日設立許可〕 東京都港区虎ノ門3丁目8-21 TEL03-3435-8111 目的：不動産取引をめぐる紛争を未然に防止し、適正かつ迅速な処理を推進して消費者の保護と宅地建物取引業の健全な発展に寄与する。 役員：16名（理事長：板倉 英則） 出捐：福井県 100万円(0.1%) ほかに計7億円</p>
<p>財団法人 高齢者住宅財団〔平成5年3月31日設立許可〕 東京都中央区八丁堀2丁目20-9 TEL03-3206-6437 目的：高齢社会に対応した住宅・生活関連サービス等に関する調査・研究と事業化を支援し、住生活の安定・向上と福祉の増進に寄与する。 役員：19名（理事長：高橋 紘士） 出捐：福井県 500万円(0.5%) 61公的団体 企業70社 基本財産9億円</p>
<p>社団法人 福井県宅地建物取引業協会〔昭和42年4月1日設立許可〕 福井市宝永4丁目4-3 不動産会館 TEL24-0680 目的：会員の品位及び資質の向上並びに会員相互の緊密な結合及び自律を図り、取引の適正な運営を確保するとともに宅地建物取引業の健全な発達を図るため、会員の指導及び連絡に関する業務を行い、本業全般の社会的・経済的水準を高め、もって公共の福祉の増進に寄与する。 役員：22名（会長：加藤 信一） 正会員：497名</p>
<p>社団法人 福井県建築士会〔昭和27年3月15日設立許可〕 福井市御幸3丁目10-15 建設会館2階 TEL24-8781 目的：会員相互の信頼協力により、建築士の業務の進歩改善と品位の向上を図り建築文化の進展に資し、広く社会に貢献する。 役員：32名（会長：奥居 稠朗） 正会員：1,208名 準会員 2名 賛助会員 339名</p>
<p>社団法人 福井県建築士事務所協会〔昭和52年6月16日設立許可〕 福井市日之出5丁目4-7 建築会館2階 TEL54-1552 目的：建築士事務所の業務の適正な運営と健全な発展及び建築士事務所の開設者に設計等を委託する建築主の利益の保護を図り、もって建築文化の向上と公共の福祉の増進に寄与する。 役員：24名（会長：櫻川 幸夫） 正会員：262名 協力会員：89名</p>
<p>社団法人 福井県建築組合連合会〔昭和45年6月15日設立許可〕 福井市日之出5丁目4-7 建築会館 TEL54-2615 目的：会員の協力によって、建築技術者の業務の進歩改善に品位の保持向上を図り、広く社会公共の福祉増進に寄与する。 役員：33名（監事4名含む）（会長：竹田 潔延） 正会員：2,951名</p>

3.【建築確認、許可等取扱件数】

(1)確認申請等取扱件数（平成23年度）

	確認申請		計画通知		合計		中間検査		
	確認通知 件数	検査済証 交付件数	法第18条 による 適合通知 件数	法第18条 による 検査済証 交付件数	確認通知 件数	検査済証 交付件数	受理件数	交付件数	
法6条1、3号	福井	9	6	2	4	11	10	2	2
	三国	60	51	4	3	64	54	13	13
	奥越	34	34	3	1	37	35	3	3
	丹南	54	46	2	2	56	48	10	10
	鯖丹	48	24	0	0	48	24	11	11
	敦賀	43	42	2	2	45	44	19	19
	小浜	37	35	0	2	37	37	11	11
	福井県小計	285	238	13	14	298	252	69	69
	福井市	161	137	17	13	178	150	46	46
	指定確認検査機関	337	274	0	0	337	274	34	34
合計	783	649	30	27	813	676	149	149	
法6条4号	福井	36	35	0	0	36	35		
	三国	205	159	5	4	210	163		
	奥越	209	172	2	2	211	174		
	丹南	338	284	3	3	341	287		
	鯖丹	371	322	0	0	371	322		
	敦賀	366	328	2	2	368	330		
	小浜	175	161	0	1	175	162		
	福井県小計	1,700	1,461	12	12	1,712	1,473		
	福井市	329	337	17	17	346	354		
	指定確認検査機関	1,241	1,038	0	0	1,241	1,038		
合計	3,270	2,836	29	29	3,299	2,865			
建築設備	福井	2	2	0	0	2	2		
	三国	7	6	2	2	9	8		
	奥越	6	5	0	0	6	5		
	丹南	7	7	0	0	7	7		
	鯖丹	12	12	0	0	12	12		
	敦賀	9	7	0	0	9	7		
	小浜	3	3	0	0	3	3		
	福井県小計	46	42	2	2	48	44		
	福井市	18	23	7	4	25	27		
	指定確認検査機関	23	34	0	0	23	34		
合計	87	99	9	6	96	105			
工作物	福井	1	1	0	0	1	1		
	三国	11	8	1	1	12	9		
	奥越	3	2	0	0	3	2		
	丹南	15	5	14	14	29	19		
	鯖丹	11	4	0	0	11	4		
	敦賀	15	9	0	0	15	9		
	小浜	5	7	1	0	6	7		
	福井県小計	61	36	16	15	77	51		
	福井市	42	23	1	0	43	23		
	指定確認検査機関	37	27	0	0	37	27		
合計	140	86	17	15	157	101			
計	福井	48	44	2	4	50	48	2	2
	三国	283	224	12	10	295	234	13	13
	奥越	252	213	5	3	257	216	3	3
	丹南	414	342	19	19	433	361	10	10
	鯖丹	442	362	0	0	442	362	11	11
	敦賀	433	386	4	4	437	390	19	19
	小浜	220	206	1	3	221	209	11	11
	福井県小計	2,092	1,777	43	43	2,135	1,820	69	69
	福井市	550	520	42	34	592	554	46	46
	指定確認検査機関	1,638	1,373	0	0	1,638	1,373	34	34
合計	4,280	3,670	85	77	4,365	3,747	149	149	

* 確認通知件数には計画変更分を含む

(2) 許可等申請取扱件数 (平成23年度)

		許可等申請取扱件数の内訳																																		
		許可等申請取扱件数	法第18条第2項 法第7条の6第1項	法第43条第1項	法第44条第1項	法第47条	法第48条						法第51条	法第52条	法第53条	法第53条の2	法第55条		法第56条の2	法第57条の4	法第59条	法第60条の2	法第67条の2	法第68条	法第68条の3、7	法第85条										
							第1項	第2項	第3項	第4項	第5項	第8項					第9項	第10項								第11項	第12項	第13項	第2項	第3項	第1号	第2号	第3項	第4項	第5項	
許可等件数	福井土木事務所	1		1																																
	三国 "	14		8																															6	
	奥越 "	7		5																															2	
	丹南土木事務所	6	2	1																															3	
	鯖江丹生土木部	5	1	3																																1
	敦賀土木事務所	11	1	6																																4
	小浜 "	10	1	3																																6
合計	54	5	27																																22	
不許可件数・取下心含む	福井土木事務所																																			
	三国 "																																			
	奥越 "																																			
	丹南土木事務所																																			
	鯖江丹生土木部																																			
	敦賀土木事務所																																			
	小浜 "																																			
合計																																				
許可手数料 単位千円	福井土木事務所	33		33																																
	三国 "	927		297																																630
	奥越 "	345		165																																180
	丹南土木事務所	753	240	33																																480
	鯖江丹生土木部	249	120	99																																30
	敦賀土木事務所	708	120	198																																390
	小浜 "	609	120	99																																390
合計	3,624	600	924																																2,100	

* 許可等件数には前年度受付分を含む

(3)確認申請件数及び手数料の推移

受付場所	年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度			
									確認	中間	完了	計
確認等申請受付件数 (件)	福井土木事務所	138	81	77	64	103	111	112	54	2	44	100
	三国 "	1,146	975	866	752	789	699	692	318	13	241	572
	奥越 "	327	314	355	311	288	385	465	257	3	215	475
	勝山土木部	200	186	241	205	181	—	—	—	—	—	—
	丹南土木事務所	941	848	867	773	731	721	795	445	10	349	804
	鯖江丹生土木部	1,189	1,045	1,069	987	1,045	812	788	442	11	351	804
	今立土木部	99	135	126	113	103	—	—	—	—	—	—
	敦賀土木事務所	1,179	1,101	1,190	1,045	988	876	894	439	8	385	832
	小浜 "	656	701	734	549	582	489	450	239	11	209	459
合計	5,875	5,386	5,525	4,799	4,810	4,093	4,196	2,194	58	1,794	4,046	
確認等手数料 (千円)	福井土木事務所	3,245.0	1,914.0	1,624.0	1,565.0	1,899.0	1,594.0	1,563.0	1,874.0	90.0	686.0	2,650.0
	三国 "	18,880.5	17,774.0	16,036.0	17,480.0	14,331.0	12,436.0	13,782.0	7,049.0	251.0	4,025.0	11,325.0
	奥越 "	5,173.0	5,357.0	5,965.0	6,349.0	5,169.0	6,063.0	8,108.0	4,932.0	73.0	3,749.0	8,754.0
	勝山土木部	3,350.0	2,942.0	4,347.0	3,770.0	3,343.0	—	—	—	—	—	—
	丹南土木事務所	15,748.0	12,989.0	15,381.0	16,307.0	13,959.0	12,445.5	14,015.0	8,209.0	252.0	6,145.0	14,606.0
	鯖江丹生土木部	20,559.0	16,403.0	17,319.0	17,390.5	17,218.5	13,420.0	13,306.0	7,256.0	311.0	6,038.0	13,605.0
	今立土木部	1,674.0	2,068.0	1,925.0	2,041.5	2,056.0	—	—	—	—	—	—
	敦賀土木事務所	19,351.0	17,253.5	19,311.5	21,278.5	19,178.0	14,038.5	15,825.5	9,711.5	263.0	6,365.0	16,339.5
	小浜 "	10,420.5	11,560.5	12,107.5	9,285.5	11,213.0	7,942.0	7,196.0	5,951.0	287.0	3,447.0	9,685.0
合計	98,401.0	88,261.0	94,016.0	95,467.0	88,366.5	67,939.0	73,795.5	44,982.5	1,527.0	30,455.0	76,964.5	

注1) 平成11年度より建築確認申請、完了検査申請に分かれている。(建築確認申請には計画変更確認申請を含む。)

注2) 平成19年度より構造計算適合性判定料を含む。

(4)違反建築物取扱件数

a 処分件数 (平成23年度)

	違反建築物件数			法第9条第1項により命令を出した件数	法第9条第7項により命令を出した件数	法第9条第10項により命令を出した件数	是正された件数	法第9条第12項による手続きをとった件数			告発件数
	法第9条により命令を出した件数	行政指導をした建築物数	計					戒告	代執行命令書の交付	代執行の実行	
福井土木事務所		1	1				1				
三国 "											
奥越 "		2	2				2				
丹南土木事務所											
鯖江丹生土木部		2	2				2				
敦賀土木事務所		1	1				1				
小浜 "											
合計		6	6				6				

b 違反事項別（平成23年度）

違反事項	違反該当条項	(上段) 違反建築物件数 (中段) 法第9条による命令を出した件数 (下段) 是正された件数							
		福井	三国	奥越	丹南	鯖丹	敦賀	小浜	計
		確認申請手続き	法6条	1		2		2	1
22条区域における屋根及び外壁の不燃	法22条	1		2		2	1		6
避難施設等	法35条								
内装制限	法35条の2								
耐火構造、防火構造等	法27条、法36条								
構造耐力上の規定	法20条、法36条								
敷地等と道路の関係	法43条								
道路内の建築制限	法44条								
私道の変更または廃止の制限	法45条								
用途地域内の建築制限	法48条								
容積率制限	法52条								
建ぺい率制限	法53条								
第一、二種低層住専内における外壁の後退距離	法54条								
第一、二種低層住専内の絶対高さ制限	法55条								
道路斜線制限	法56条1項1号								
隣地斜線制限	法56条1項2号								
北側斜線制限	法56条1項3号								
日影による中高層の建築物の高さの制限	法56の2								
高度利用地区の高さ制限	法58条								
防火地域及び準防火地域内の建築物の構造	法61条、法62条								
その他									
合 計		1		2		2	1		6
		1		2		2	1		6

(5) 既存不適格建築物取扱件数 (平成23年度)

	法第10条により 命令した 建築物件数	既存不適格 建築物件数	是正された件数	告発件数
	福井土木事務所			
三国 //				
奥越 //				
丹南土木事務所				
鯖江丹生土木部				
敦賀土木事務所				
小浜 //				
合計	0	0	0	0

4. 【道路位置指定件数】

(道路延長：m)

	H 2 1 年度		H 2 2 年度		H 2 3 年度	
	指定件数	道路延長	指定件数	道路延長	指定件数	道路延長
福井土木事務所	0	0	0	0	0	0
三国 //	1	26	3	244	3	1,166
奥越 //	1	56	1	56	2	122
丹南土木事務所	2	150	1	35	3	134
鯖江丹生土木部	2	90	9	604	6	436
敦賀土木事務所	2	210	3	103	9	484
小浜 //	5	216	4	145	4	140
合計	13	748	21	1,187	27	2,482

5.【定期調査等の報告件数】（平成23年度）

		特殊建築物	昇降機等	特殊建築物 の建築設備
法第12条第1項 又は第3項により 調査又は検査 されるべき件数	福井土木事務所	25	62	127
	三国 "	226	317	506
	奥越 "	120	128	375
	丹南土木事務所	159	269	288
	鯖江丹生土木部	184	252	47
	敦賀土木事務所	229	328	522
	小浜 "	174	180	524
	合計	1,117	1,536	2,389
法第12条第1項 又は第3項による 報告件数	福井土木事務所	14	61	53
	三国 "	140	278	283
	奥越 "	60	108	186
	丹南土木事務所	121	256	170
	鯖江丹生土木部	111	194	47
	敦賀土木事務所	118	311	52
	小浜 "	88	156	188
	合計	652	1,364	979
定期調査等の結果 是正措置を講ずる 必要があると 判明した件数	福井土木事務所	10	0	0
	三国 "	68	2	155
	奥越 "	33	1	0
	丹南土木事務所	66	1	60
	鯖江丹生土木部	58	0	5
	敦賀土木事務所	8	0	0
	小浜 "	39	0	77
	合計	282	4	297

6. 【県下の着工建築物の状況】 (建築動態統計調査より)

(1)建築物着工床面積(市郡部別)

A) 年別(平成19年～平成23年) (単位: m²)

年 市郡部	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
福井市	389,699	305,934	324,457	324,717	301,974
敦賀市	88,593	102,437	61,534	83,002	87,384
越前市	111,579	91,039	78,973	100,362	73,991
小浜市	24,181	41,602	25,581	27,773	26,518
大野市	40,397	24,093	26,625	32,093	45,105
勝山市	17,972	18,509	11,384	12,725	13,831
鯖江市	84,411	82,862	56,492	74,831	65,046
あわら市	34,204	36,033	32,459	47,401	40,435
坂井市	148,583	105,167	96,667	98,306	96,141
市部計	939,619	807,676	714,172	801,210	750,425
郡部計	203,469	118,281	73,637	71,483	103,750
総計	1,143,088	925,957	787,809	872,693	854,175

B) 年度別(平成19年度～平成23年度) (単位: m²)

年度 市郡部	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
福井市	380,605	288,730	323,712	336,044	290,996
敦賀市	85,187	99,182	65,742	91,352	92,259
越前市	124,561	78,400	70,136	107,469	71,103
小浜市	24,769	35,625	26,099	27,821	24,592
大野市	41,281	24,123	25,900	32,102	42,606
勝山市	19,452	18,471	8,130	14,280	19,567
鯖江市	81,855	77,363	59,555	78,531	62,821
あわら市	35,757	33,621	34,735	50,877	34,863
坂井市	140,551	105,312	86,579	99,206	92,797
市部計	934,018	760,827	700,588	837,682	731,604
郡部計	93,396	99,541	76,871	75,809	123,854
総計	1,027,414	860,368	777,459	913,491	855,458

(2)建築物着工床面積(構造別)

A) 年別(平成19年～平成23年) (単位: m²)

年 構造	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
木造	481,407	458,253	417,090	436,797	435,927
SRC造	248	12,618	3,085	44,240	1,333
RC造	78,140	79,713	87,618	56,628	98,233
S造	475,194	353,810	274,154	330,206	312,514
CB造	391	153	39	74	142
その他	3,548	5,542	5,823	4,748	6,026
総計	1,038,928	910,089	787,809	872,693	854,175

※ SRC造: 鉄骨鉄筋コンクリート造、RC造: 鉄筋コンクリート造、S造: 鉄骨造、CB造: コンクリートブロック造

B) 年度別（平成19年度～平成23年度）

（単位：㎡）

年度 構造	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
木造	466,579	456,096	404,385	445,632	422,058
SRC造	10,788	2,117	10,427	38,084	1,783
RC造	82,133	74,148	73,612	92,725	94,639
S造	463,453	322,982	281,498	333,250	331,264
CB造	463	94	26	115	101
その他	3,998	4,931	7,511	3,685	5,613
総計	1,027,414	860,368	777,459	913,491	855,458

※ SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造、RC造：鉄筋コンクリート造、S造：鉄骨造、CB造：コンクリートブロック造

(3) 新設住宅着工戸数（市郡部別）

A) 年別（平成19年～平成23年）

（単位：戸）

年 市郡部	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
福井市	2,064	1,935	1,644	1,419	1,595
敦賀市	535	509	347	472	560
越前市	592	390	326	434	353
小浜市	166	121	135	149	85
大野市	99	105	127	124	117
勝山市	102	112	52	74	86
鯖江市	488	543	360	314	362
あわら市	104	129	131	131	102
坂井市	620	528	509	387	443
市部計	4,770	4,372	3,631	3,504	3,703
郡部計	441	342	364	312	309
総計	5,211	4,714	3,995	3,816	4,012

B) 年度別（平成19年度～平成23年度）

（単位：戸）

年度 市郡部	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
福井市	2,128	1,759	1,519	1,678	1,335
敦賀市	522	447	383	517	515
越前市	538	388	301	487	315
小浜市	97	126	146	127	81
大野市	111	115	124	110	106
勝山市	118	98	46	86	80
鯖江市	473	483	358	360	320
あわら市	107	140	138	112	119
坂井市	549	539	453	434	397
市部計	4,643	4,095	3,468	3,911	3,268
郡部計	422	402	307	295	311
総計	5,065	4,497	3,775	4,206	3,579

(4)新設住宅着工戸数 (構造別・建方別)

A) 年別 (平成19年～平成23年)

(単位: 戸)

構造・建方		年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
木造	一戸建・長屋建		3,349	3,022	2,897	2,952	3,020
	共同		264	235	32	57	81
鉄骨鉄筋 コンクリート造	一戸建・長屋建		1	1	0	1	1
	共同		0	83	16	12	0
鉄筋 コンクリート造	一戸建・長屋建		27	27	15	6	15
	共同		483	499	438	229	291
鉄骨造	一戸建・長屋建		429	430	324	387	341
	共同		652	413	272	169	259
コンクリート ブロック造	一戸建・長屋建		0	0	0	0	0
	共同		0	0	0	0	0
その他	一戸建・長屋建		6	4	1	3	4
	共同		0	0	0	0	0
総計	一戸建・長屋建		3,812	3,484	3,237	3,349	3,381
	共同		1,399	1,230	758	467	631

B) 年度別 (平成19年度～平成23年度)

(単位: 戸)

構造・建方		年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
木造	一戸建・長屋建		3,288	3,023	2,801	3,039	2,871
	共同		290	171	35	74	83
鉄骨鉄筋 コンクリート造	一戸建・長屋建		1	1	0	1	1
	共同		75	8	28	0	0
鉄筋 コンクリート造	一戸建・長屋建		26	28	9	9	13
	共同		432	452	349	416	83
鉄骨造	一戸建・長屋建		396	409	319	414	347
	共同		551	404	232	251	176
コンクリート ブロック造	一戸建・長屋建		0	0	0	0	0
	共同		0	0	0	0	0
その他	一戸建・長屋建		6	1	2	2	5
	共同		0	0	0	0	0
総計	一戸建・長屋建		3,717	3,462	3,131	3,465	3,237
	共同		1,348	1,035	644	741	342

(5)住宅着工戸数（工事別・新築、増築、改築別）

A) 年別（平成19年～平成23年）

（単位：戸）

工事種別		年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
新設	新築		4,942	4,495	3,686	3,619	3,737
	増築		262	212	302	190	272
	改築		7	7	7	7	3
	計		5,211	4,714	3,995	3,816	4,012
その他	増築		447	440	395	372	371
	改築		2	1	3	3	4
	計		449	441	398	375	375
総計	新築		4,942	4,495	3,686	3,619	3,737
	増築		709	652	697	562	643
	その他		9	8	10	10	7
	計		5,660	5,155	4,393	4,191	4,387

B) 年度別（平成19年度～平成23年度）

（単位：戸）

工事種別		年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
新設	新築		4,804	4,300	3,453	3,927	3,394
	増築		256	190	313	273	183
	改築		5	7	9	6	2
	計		5,065	4,497	3,775	4,206	3,579
その他	増築		436	450	369	380	366
	改築		2	1	3	4	3
	計		438	451	372	384	369
総計	新築		4,804	4,300	3,453	3,927	3,394
	増築		692	640	682	653	549
	その他		7	8	12	10	5
	計		5,503	4,948	4,147	4,590	3,948

(6)新設住宅着工戸数 (利用関係別)

A) 年別 (平成19年～平成23年)

(単位: 戸)

年 利用関係	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
持家	2,598	2,472	2,247	2,453	2,369
貸家	2,227	1,737	1,185	1,055	1,284
給与住宅	6	35	153	6	65
分譲住宅	380	470	410	302	294
総計	5,211	4,714	3,995	3,816	4,012

B) 年度別 (平成19年度～平成23年度)

(単位: 戸)

年度 利用関係	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
持家	2,524	2,456	2,191	2,483	2,305
貸家	2,128	1,578	1,118	1,363	946
給与住宅	11	38	148	2	65
分譲住宅	402	425	318	358	263
総計	5,065	4,497	3,775	4,206	3,579

(7)災害建築物床面積 (構造別)

A) 年別 (平成19年～平成23年)

(単位: m²)

年 構造	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
木造	6,374	3,961	5,674	3,023	6,332
非木造	2,693	1,695	4,080	933	1,145
総計	9,067	5,656	9,754	3,956	7,477

B) 年度別 (平成19年度～平成23年度)

(単位: m²)

年度 構造	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
木造	7,918	4,174	3,563	6,951	6,107
非木造	2,805	4,426	969	1,685	430
総計	10,723	8,600	4,532	8,636	6,537

7. 【建築協定認可一覧】

平成24年3月末現在

市町	地区名	所在地	認可年月日			公告年月日			有効期限の末日			自動更新 規定の有無 (有の場合 延長年数)	面積 (㎡)	協定のねらい
			年	月	日	年	月	日	年	月	日			
越前市 (旧武生市)	武生問屋 団地	矢放町、 小野谷 町	H 2	2	13	H 2	2	13	H 32	2	12	無	84,229.00	卸売り団地としての 利便を図る
坂井市 (旧坂井町)	サンライ フ東中野	東中野	H 5	10	29	H 5	11	29	H 25	11	28	無	37,058.00	建売住宅団地建設 に伴う住環境の維持・ 増進を図る
越前町 (旧宮崎村)	上野台	江波	H 9	12	19	H 9	12	24	H 29	12	23	有 (10年間)	27,401.00	住宅地としての環 境を高度に維持増 進する目的
坂井市 (旧坂井町)	相生区	下兵庫	H 13	1	26	H 13	1	26	H 33	1	25	有 (10年間)	22,050.61	住宅地としての良 好な環境を維持増 進する目的
越前市 (旧武生市)	日野見台	帆山町	H 17	3	10	H 17	3	18	H 27	3	17	有 (10年間)	15,723.06	住宅地としての環 境を高度に維持増 進する目的

* 失効分は除く

8. 【建設リサイクル法による対象建設工事に係る届出等件数】

	H 2 1 年度		H 2 2 年度		H 2 3 年度	
	届出件数	通知件数	届出件数	通知件数	届出件数	通知件数
福井土木事務所	56	43	69	47	93	29
三国 "	285	103	308	83	325	63
奥越 "	200	242	254	174	284	141
丹南土木事務所	206	166	237	216	235	194
鯖江丹生土木部	182	99	164	46	316	11
敦賀土木事務所	208	136	245	60	235	67
小浜 "	149	85	161	77	210	28
合 計	1,286	874	1,438	703	1,698	533

* 届出件数には変更分を含む

9.【二級・木造建築士試験結果等】

(1)二級・木造建築士試験結果

年度	受験者 区分	学科及び設計製図		設計製図のみ		計	
		二級	木造	二級	木造	二級	木造
平成19年	申込者数	274	1	77	0	351	1
	実受験者数	231	0	64	0	295	0
	最終合格者数	44	0	32	0	76	0
	最終合格率	19.0 %	0.0 %	50.0 %	0.0 %	25.8 %	0.0 %
平成20年	申込者数	313	6	52	0	365	6
	実受験者数	255	6	41	0	296	6
	最終合格者数	57	0	19	0	76	0
	最終合格率	22.4 %	0.0 %	46.3 %	0.0 %	25.7 %	0.0 %
平成21年	申込者数	238	2	62	1	300	3
	実受験者数	193	0	55	1	248	1
	最終合格者数	28	0	31	1	59	1
	最終合格率	14.5 %	0.0 %	56.4 %	100.0 %	23.8 %	100.0 %
平成22年	申込者数	236	2	56	0	292	2
	実受験者数	191	2	41	0	232	2
	最終合格者数	46	1	22	0	68	1
	最終合格率	24.1 %	50.0 %	53.7 %	0.0 %	29.3 %	50.0 %
平成23年	申込者数	195	3	59	1	254	4
	実受験者数	163	3	51	0	214	3
	最終合格者数	30	1	29	0	59	1
	最終合格率	18.4 %	33.3 %	56.9 %	0.0 %	27.6 %	33.3 %

(2)建築士免許登録状況

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
一級建築士免許登録者	17	23	21	22	28	24
二級建築士免許登録者	80	76	71	59	68	59
木造建築士免許登録者	0	0	0	1	1	1

(3)建築士事務所登録状況

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
一級建築士事務所	786	787	732	752	742	734
二級建築士事務所	392	396	370	380	350	327
木造建築士事務所	6	6	7	6	5	5

※建築士事務所登録の有効期間:5年間

10.【建築物におけるバリアフリー法による認定件数】

年 度		21		22		23	
対 象 施 設		受理 件数	認定 件数	受理 件数	認定 件数	受理 件数	認定 件数
No.	用 途						
1	病院・診療所						
2	劇場・観覧場 映画館・演芸場						
3	集会場 公会堂						
4	展示場						
5	百貨店・マーケット その他の物品販売業を営む店舗			1	1	(1)	(1)
6	ホテル・旅館						
7	老人福祉センター 児童厚生施設 身体障害者福祉センター その他これらに類するもの						
8	体育館・水泳場 ボート場・遊技場						
9	博物館・美術館・図書館						
10	公衆浴場						
11	飲食店(バー、キャバレー類は含めない)						
12	理髪店・クリーニング取次店・質屋 貸衣装屋・銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗						
13	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を 構成する建築物(旅客の乗降又は待合い用)						
14	一般公共の用に供される自動車車庫						
15	公衆便所						
16	郵便局・保健所・税務署 その他これらに類する公益上必要な建築物						
計		0	0	1	1	(1)	(1)

※ () 内は変更分を含めた件数

11.【省エネ法届出・受理件数】

	H21年度		H22年度		H23年度	
	届出 件数	受理 件数	届出 件数	受理 件数	届出 件数	受理 件数
1 ホテル等基準	1	1	2	2	2	2
2 病院等基準	2	2	25	25	9	9
3 物販店舗等基準	3	3	20	20	7	7
4 事務所等基準			27	27	15	15
5 学校等基準	5	5	12	12	6	6
6 飲食店等基準			3	3	1	1
7 集会所等基準	1	1	8	8	6	6
8 工場等基準	5	5	25	25	30	30
9 住宅			111	111	49	49
合 計	17	17	233	233	125	125

12.【福祉のまちづくり条例 特定施設新築等の届出件数】

年 度		17	18	19	20	21	22	23									
		合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	土 木 事 務 所									
福 井	三 国							奥 越	丹 南	鯖 丹	敦 賀	小 浜	小 計				
1. 官公庁施設					2	2	1					1		2	3	1	4
2. 医療施設		25	23	11	19	9	14		1	1	3	2	1		8	7	15
3. 社会福祉施設		30	47	38	41	28	46	1	13	5	6	2	4	5	36	4	40
4. 商業施設	①物品販売業・物品賃貸業を営む店舗	19	21	22	17	14	21		3	1	1	1			6	6	12
	②飲食店	6	2	2	4		3					1			1		1
	③理容所・美容所				1		1										
	④サービス業を営む店舗		1		1	2	1										
5. 娯楽施設		3	2	2	1	1	1						1		1	2	3
6. 文化施設		1		1													
7. 体育施設		1	1	1			1										
8. 宿泊施設		8	3	2	2		3						1		1		1
9. 教育施設			1	5	1	3	3					1			1	10	11
10. 公共交通機関施設						1	5						1		1	2	3
11. 集会施設		19	9	2	4	3	8			1				1	2	1	3
12. 興行・展示施設				1	1												
13. 環境衛生施設	①公衆浴場	1	1														
	②公衆便所・火葬場			3	5		1										
14. 駐車施設		1	2														
15. 公益事業施設																	
16. 金融機関施設		2	3	3	2	1	1							1	1	1	2
17. 事務所		2	1		2	1	2										
18. 工場		6	6	2	2	1			2	2		1			5	1	6
19. 共同住宅等		2	6	6		6	5					1	1	2	3		5
20. 道路					3	3											
21. 都市公園・港湾緑地・動物園・植物園・遊園地																	
22. 建物以外の路外駐車場																	
計		126	129	101	108	75	117	1	19	9	11	8	10	10	68	38	106

13.【がけ地近接等危険住宅移転事業の実施状況】

年 度	市町村	地域名	除 却	建物助成	摘 要
47	福井市	金屋町	10	—	
48	福井市	金屋町外	1	8	金屋町、浄教寺町
	武生市	安戸町	1	1	
	今庄町	今庄外	6	6	今庄、杉谷、榎谷、古木、合波
	計	—	8	15	
49	福井市	山奥町外	2	3	山奥町、月見町
	武生市	安戸町	1	1	
	小浜市	金屋町	1	1	
	今庄町	湯尾外	2	1	湯尾、二ツ屋
	上中町	河 内	1	—	
	河野村	横 瀬	1	1	
計	—	8	7		
50	福井市	月見町	1	1	
51	福井市	安波賀外	2	2	安波賀町、浄教寺町
	今庄町	杣木俣外	2	2	杣木俣、八乙女
	計	—	4	4	
52	福井市	国見外	3	2	国見町、北山町
	武生市	安土町	1	1	
	小浜市	栗田外	2	2	栗田、上根来
	今庄町	二ツ屋	1	1	
	計	—	7	6	
53	鯖江市	長泉寺町	1	1	
	和泉村	朝 日	1	1	
	計	—	2	2	
54	—	—	0	0	
55	小浜市	黒 駒	1	1	
56	小浜市	栗 田	1	1	
	和泉村	朝 日	1	0	
	清水町	笹 谷	1	1	
	計	—	3	2	
57～62	—	—	0	0	
63	今庄町	八乙女	1	1	
元	—	—	0	0	
2	芦原町	牛 山	1	1	
3～19	—	—	0	0	
20	坂井市	上久米田	1	0	
21	小浜市	相生	2	0	
22	勝山市	野向町	1	0	
23	—	—	0	0	
合 計		39 地域	50	40	

14.【優良宅地・優良住宅認定取扱件数】

(1) 優良宅地

年度	認定区分	件数	面積(m ²)	宅地面積別内訳			
				0.3ha未満	0.3～1ha	1～6ha	6ha以上
12	認定	29	61,475	29	—	—	—
		20	36,202	20	—	—	—
13	認定	12	26,842	12	—	—	—
		15	30,722	15	—	—	—
14	認定	16	32,254	16	—	—	—
		14	28,359	14	—	—	—
15	認定	8	13,749	8	—	—	—
		6	10,031	6	—	—	—
16	認定	13	28,562	12	1	—	—
		9	21,942	8	1	—	—
17	認定	3	6,108	3	—	—	—
		2	4,776	2	—	—	—
18	認定	1	1,263	1	—	—	—
		2	2,595	2	—	—	—
19	認定	2	3,087	2	—	—	—
		2	3,087	2	—	—	—
20	認定	2	2,334	2	—	—	—
		2	2,334	2	—	—	—
21	認定	1	1,569	1	—	—	—
		1	1,569	1	—	—	—
22	認定	0	0	—	—	—	—
		0	0	—	—	—	—
23	認定	1	1,114	1	—	—	—
		0	0	—	—	—	—

※ 認定区分欄における、「認定」は宅地造成の前に行う書類審査合格後の認定書交付件数を、「証明」は宅地造成の完了後に行う現場検査合格後の証明書交付件数をそれぞれ示す。

(2) 優良住宅

年度	件数	戸数	面積(m ²)	床面積別内訳			
				100m ² 未満	100～500m ²	500～2,000m ²	2,000m ² 以上
12	0	0	0	—	—	—	—
13	0	0	0	—	—	—	—
14	0	0	0	—	—	—	—
15	0	0	0	—	—	—	—
16	0	0	0	—	—	—	—
17	0	0	0	—	—	—	—
18	0	0	0	—	—	—	—
19	0	0	0	—	—	—	—
20	0	0	0	—	—	—	—
21	0	0	0	—	—	—	—
22	0	0	0	—	—	—	—
23	0	0	0	—	—	—	—

15. 【宅地建物取引主任者と取引業者の登録状況等】

(1) 宅地建物取引主任者の資格試験・資格登録・主任者証交付の実施状況

宅地建物取引主任者になるには、都道府県知事が委任した指定試験機関が行う資格試験に合格し、登録を受けることが必要。

〔資格試験：宅地建物取引業法 第16条～17条〕

〔資格登録：宅地建物取引業法 第18条〕

主任者証の有効期間：5年間〔宅地建物取引業法 第22条の2〕

(各年度末日現在)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
資格試験	受験申込者	823	791	803	716	719	
	受 験 者	625	605	651	586	591	
	合 格 者	100	102	117	104	88	
	合格率 (%)	16.0	16.9	18.0	17.7	14.8	
登 録	新 規	68	92	79	75	62	
	転 入	0	1	1	2	1	
	転 出 他	3	53	2	1	3	
	総登録者数	2,845	2,885	2,963	3,039	3,099	
主任者証	交 付	新 規	90	95	88	64	62
		更 新	177	373	313	256	97
		計	267	468	401	320	159
	総保有者数	1,625	1,642	1,619	1,592	1,606	

(2) 宅地建物取引業者の免許登録者数

宅地若しくは建物の売買、交換・貸借の媒介の行為を業として行う場合必要。

業者免許登録の有効期間：5年間〔宅地建物取引業法 第3条〕

(各年度末日現在)

免 許 区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
国土交通大臣免許	法 人	9	9	9	9	9
福井県知事免許	法 人	443	444	440	442	442
	個 人	115	114	108	110	110
	計	558	558	548	552	552
合 計		567	567	557	561	561
知事免許の 業者登録内訳	新 規	26	29	16	14	12
	更 新	134	174	22	41	124
	期限切れ	9	5	0	0	0
	廃業他	22	23	26	10	12

16.【住宅施策の取り組み状況】

主 な 施 策	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
市町村住宅マスタープランの策定	—	大野市策定	美浜町策定	美山町策定 福井市改定	—	—	—	—	坂井市	福井市改定	—	高浜町	大野市改定
持家づくり資金利子補給制度		高耐震住宅を基礎要件に、再生資材使用を要件に追加											
ゆとりと安心の住まい支援事業 (H18～H20) 良質住宅普及促進事業 (H15～H17)					性能表示制度を利用した補助金制度			木造住宅に限定、県産材・技術要件等変更	性能表示制度を不要とし、性能保証制度を要件				
県産材を活用したふくいの住まい支援事業													
省エネルギー促進事業													
地域優良分譲住宅利子補給制度		高耐震住宅を基礎要件に、再生資材使用を要件に追加			性能表示制度を利用した要件に変更								
屋根融雪化促進事業	施策対象の明確化(DID又は高齢者のみ世帯等)												
太陽光発電等住宅設備設置促進事業					太陽光発電、屋根融雪等の住宅設備設置に対し補助								
宅地供給促進事業	勤労者住宅協会(いんぼーかつ南条松町)			勤労者住宅協会(鳥羽今庄町(南今庄))									
住情報提供事業													
住まいの相談事業		FAX・E-mailでも受付開始											
住まいの情報展開催事業													
住宅産業近代化推進事業(計画7年度策定)	維持管理関連	福井市・鯖江市・今立町でモデル住宅建設・展示	福井市・敦賀市・織田町でモデル住宅建設・展示	福井市・大野市・上中町でモデル住宅建設・展示	小浜市・丸岡町・河野村でモデル住宅建設・展示	福井市・大野市・勝山市でモデル住宅建設・展示							
モデル住宅の建設													
木造技術者向け講習会の実施		3回実施(設計施工)	3回(現場管理)	3回(維持管理)									
木造住宅耐震診断促進事業						482戸	500戸	500戸					
木造住宅耐震化促進事業(耐震診断等)									(診断) 305戸 450戸	252戸 296戸	258戸 278戸	215戸 229戸	
木造住宅耐震化促進事業(耐震改修)										54戸	77戸	52戸	86戸
建築物安全安心推進事業													建築行政マシ/ノリ計画
被災建築物応急危険度判定の整備	協議会設立	模擬訓練の実施	模擬訓練の実施	模擬訓練の実施	模擬訓練の実施	講習会の実施	模擬訓練の実施	模擬訓練の実施	模擬訓練の実施	模擬訓練の実施	模擬訓練の実施	模擬訓練の実施	模擬訓練の実施
公営住宅の供給(建替事業)	64戸	28戸	142戸	74戸	119戸	61戸	0戸	0戸	27戸	0戸	24戸	39戸	0戸
既設公営住宅改善事業(個別改善)	66戸	0戸	85戸	133戸	124戸	46戸	64戸	45戸	187戸	78戸	88戸	164戸	71戸
(全面的改善)											26戸	0戸	34戸
地域優良賃貸住宅(一般型)供給促進事業(特定優良賃貸住宅供給促進事業含む)		24戸 大野市	6戸 敦賀市	0戸	8戸 敦賀市	14戸 敦賀市	6戸 敦賀市	10戸 敦賀市	0戸	10戸 敦賀市	0戸	6戸 敦賀市	0戸
特定公共賃貸住宅の供給	12戸	4戸	9戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸
シルバーハウジングプロジェクト			26戸 福井市	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸	0戸
地域優良賃貸住宅(高齢者型)整備促進事業(高齢者向け優良賃貸住宅整備促進事業含む)		43戸 敦賀市・大野市	0戸	0戸	0戸	0戸	10戸 敦賀市	26戸 越前市	80戸 越前市	0戸	9戸 越前市	16戸 越前市	43戸 福井市 10戸 敦賀市
街なみ環境整備事業	武生市蓬萊地区	(H17～)	大野市城下町地区										
住宅市街地基盤整備事業	4団地	4団地	4団地	3団地	3団地	2団地	2団地	2団地	2団地	1団地	1団地	—	1団地
環境共生住宅普及啓発事業													
被災者住宅再建補助金													
被災者住宅再建資金無利子貸付事業													
東日本大震災被災者住まい提供事業													

17.【住宅・土地統計調査および住生活総合調査】

(1)住宅・土地統計調査 (平成20年実施)

《 福井県の所有関係別 住宅数、世帯数、世帯人員 》

住宅の所有関係	住宅数	世帯数	世帯人員	1住宅あたりの延床面積 (㎡)	
持ち家	200,900	201,500	675,000	172.61	
借家	公営住宅	8,600	8,600	20,000	54.71
	公団・公社住宅	800	800	1,800	36.80
	民営住宅	38,600	38,600	79,500	57.51
	給与住宅	6,200	6,200	12,100	56.80
	借家計	54,200	54,300 ※2	113,400	56.67
合計※1	255,100	255,800	788,400	147.99	

※1 住宅・土地統計調査では、住宅の所有関係「不詳」を含むため、値は一致しない。

※2 住宅・土地統計調査は標本調査による推定値であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字としている。そのため、借家の合計値は計算値と一致しない。

(2)住生活総合調査 (平成20年実施)

《 福井県の所有関係別 住宅・住環境に対する評価 》

(単位：%)

住宅の所有関係	合計	住宅に対する評価					住環境に対する評価					住宅及び住環境に対する総合評価					
		満足	まあ満足	多少不満	非常に不満	不明	満足	まあ満足	多少不満	非常に不満	不明	満足	まあ満足	多少不満	非常に不満	不明	
持ち家	一戸建・長屋	100.0	21.7	50.2	24.6	3.1	0.5	18.1	51.8	26.3	3.3	0.5	21.9	53.8	21.1	2.7	0.5
	共同住宅	100.0	25.7	58.5	14.4	1.4	0.0	24.6	48.6	26.7	0.0	0.0	23.6	54.2	18.6	3.6	0.0
	持ち家計	100.0	21.7	50.3	24.4	3.0	0.5	18.2	51.8	26.3	3.3	0.5	21.9	53.8	21.0	2.7	0.5
借家	公営住宅	100.0	15.4	47.1	34.1	3.4	0.0	11.3	56.6	28.6	3.5	0.0	12.7	58.9	23.6	4.7	0.0
	公団・公社住宅	100.0	5.0	26.2	48.4	20.3	0.0	5.0	47.1	31.1	16.8	0.0	5.0	42.8	32.1	20.0	0.0
	民営住宅	100.0	13.9	53.7	26.7	4.9	0.8	18.8	51.4	23.7	5.2	0.8	17.2	55.8	21.8	4.6	0.6
	給与住宅	100.0	12.6	50.6	30.3	6.5	0.0	19.2	54.6	24.2	2.0	0.0	14.6	56.5	26.9	2.0	0.0
	借家計	100.0	13.7	50.9	29.6	5.3	0.5	16.7	52.8	25.1	4.9	0.5	15.4	56.1	23.2	4.9	0.4
その他・不明	100.0	16.1	67.7	16.2	0.0	0.0	7.0	54.1	38.9	0.0	0.0	32.6	41.4	26.0	0.0	0.0	
総数	100.0	20.5	50.5	25.2	3.4	0.5	17.9	51.9	26.1	3.5	0.5	21.0	54.1	21.4	3.0	0.5	

18. 【木造住宅耐震化促進事業実績戸数】(H17～H19木造住宅耐震診断促進事業)

(1) 耐震診断等

a. 耐震診断

(単位：戸)

市 町 名	木造住宅耐震診断促進事業			木造住宅耐震化促進事業				合計
	17年度	18年度	19年度	20年度 (診断)	21年度 (診断)	22年度 (診断)	23年度 (診断)	
福 井 市	156	145	150	142	69	48	68	778
敦 賀 市	50	50	70	16	16	74	15	291
小 浜 市	20	20	20	4	4	4	0	72
大 野 市	20	20	20	9	17	17	8	111
勝 山 市	14	14	14	13	6	7	7	75
鯖 江 市	40	40	40	29	29	25	22	225
あわら市	20	20	20	9	10	4	10	93
越 前 市	42	61	50	22	27	21	28	251
坂 井 市	42	48	48	23	28	19	20	228
永平寺町	22	22	22	10	10	11	10	107
池 田 町	0	4	4	6	6	3	3	26
南越前町	6	6	6	4	4	4	4	34
越 前 町	12	12	12	2	8	6	6	58
美 浜 町	6	6	6	6	7	6	6	43
高 浜 町	20	20	6	1	3	3	3	56
おおい町	6	6	6	6	6	3	2	35
若 狭 町	6	6	6	3	2	3	3	29
合 計	482	500	500	305	252	258	215	2512

※診断対象：昭和56年5月31日以前に建設された一戸建て木造住宅

b. 補強プラン作成

(単位：戸)

市 町 名	20年度 (プラン)	21年度 (プラン)	22年度 (プラン)	23年度 (プラン)	合計
福 井 市	191	75	56	71	393
敦 賀 市	44	34	76	15	169
小 浜 市	6	6	6	0	18
大 野 市	11	17	16	8	52
勝 山 市	17	8	7	9	41
鯖 江 市	31	31	29	28	119
あわら市	11	10	4	11	36
越 前 市	50	32	24	28	134
坂 井 市	27	32	21	20	100
永平寺町	16	12	11	12	51
池 田 町	0	—	3	3	6
南越前町	4	4	4	4	16
越 前 町	10	8	6	6	30
美 浜 町	6	14	6	6	32
高 浜 町	11	3	3	3	20
おおい町	6	6	3	2	17
若 狭 町	9	4	3	3	19
合 計	450	296	278	229	1253

※「—」：事業なし

(2) 耐震改修

(単位：戸)

市町名	20年度	21年度	22年度	23年度	合計
福井市	26	30	22	38	116
敦賀市	—	9	7	12	28
小浜市	—	0	0	0	0
大野市	1	2	3	6	12
勝山市	—	4	1	3	8
鯖江市	7	10	5	10	32
あわら市	3	3	4	1	11
越前市	9	9	4	5	27
坂井市	4	6	5	5	20
永平寺町	3	1	1	2	7
池田町	—	—	—	—	0
南越前町	—	—	0	1	1
越前町	—	2	0	2	4
美浜町	—	—	0	0	0
高浜町	1	0	0	0	1
おおい町	—	—	0	—	0
若狭町	—	1	0	1	2
合計	54	77	52	86	269

※「—」：事業なし

19. 【福井県被災者住宅再建資金無利子貸付事業 選定件数】

(平成17年度末をもって、新規申込み受付を終了。)

(単位：件)

年度	8月～H17.3月	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	合計
		限度額2,000万円	限度額1,000万円	限度額300万円	限度額300万円	
16	8月～H17.3月	10	19	3	85	117
17	4月～H18.3月	3	10		16	29
合計		13	29	3	101	146

※要件 利子補給対象者 自ら居住する自己所有の住宅に被害を受けた被災者で、自らの居住の用に供するために、補修または同一市町村内に住宅を新築、購入し当該住宅を所有する者

20. 【県産材を活用したふくい住まい支援事業(新築) 選定件数】

(平成22年度より制度を改正し、補助金額が変更。)

(単位：件)

年度	補助額別件数				選定件数
	30万円	50万円	20万円	30万円	
21	32	115			147
22			30	99	129
23	9	23	31	87	150
合計	32	115	30	99	426

※辞退(平成21年度4件、平成23年度18件)除く

21.【長期優良住宅の普及の促進等に関する法律 認定件数】

(単位：件)

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
認定件数	117	286	261	664
変更認定件数	0	4	5	9
譲受人の決定に伴う変更	2	0	7	9
合計	119	290	273	682

22.【省エネリフォーム促進事業 実績戸数】

(単位：戸)

年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
①省エネリフォーム	144	93	354
②耐震改修と併せた省エネリフォーム	1	10	12
合 計	145	103	366

23.【住宅市街地基盤整備事業(旧 住宅宅地関連公共施設等総合整備事業)実績】
年度別事業費(事業主体別・施設別)

・住宅建設関連事業(住宅局所管分)

(単位:百万円)

事業主体	施設区分	53~23年度			
			平成21年度	平成22年度	平成23年度
福井県	道路	3,067.0	(1,624.2)	()	()
	街路	1,318.5	(870.0)	()	()
	河川	16,071.0	(7,943.0)	()	()
敦賀市	街路	610.0	(395.5)	()	()
	公園	70.0	(35.0)	()	()
鯖江市	街路	1,050.0	(700.0)	()	()
三国町	道路	327.6	(218.4)	()	()
	公園	26.0	(13.0)	()	()
金津町	公水	167.0	(91.8)	()	()
	公園	42.0	(21.0)	()	()
清水町	道路	468.0	(234.0)	()	()
小計		23,217.1	(12,145.9)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)

事業費(国費)

・宅地開発関連事業(土地・水資源局所管分)

(単位:百万円)

事業主体	施設区分	53~22年度			
			平成21年度	平成22年度	平成23年度
福井県	道路	2,679.6	(1,367.3)	()	()
	街路	6,431.0	(3,469.7)	()	()
	河川	28,164.5	(14,315.5)	200.0 (100.0)	50.0 (25.0)
	砂防	654.0	(358.5)	()	()
福井市	街路	3,637.7	(2,117.5)	()	()
	区画	6,278.0	(3,264.2)	()	()
	公園	2,022.0	(999.0)	()	()
	河川	2,574.0	(877.0)	()	()
敦賀市	道路	250.0	(125.0)	()	()
	街路	1,406.8	(830.0)	()	()
武生市	街路	1,270.0	(651.0)	()	()
	河川	1,161.0	(387.0)	()	()
	公園	835.0	(344.0)	()	()
	区画	260.0	(130.0)	()	()
大野市	街路	1,040.0	(683.4)	()	()
	区画	125.0	(67.7)	()	()
	公園	169.0	(74.0)	()	()
鯖江市	公園	435.0	(182.0)	()	()
	街路	1,130.0	(565.0)	()	()
三国町	街路	74.0	(37.0)	()	()
	道路	13.0	(6.5)	()	()
金津町	公水	160.0	(80.0)	()	()
	道路	120.0	(60.0)	()	()
今立町	区画	240.0	(160.0)	()	()
	公園	50.0	(25.0)	()	()
小計		61,179.6	(31,176.3)	200.0 (100.0)	0.0 (0.0)

事業費(国費)

・事業費総合計

事業費 総合計	53~23年度			
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
	84,396.7	(43,098.9)	200.0 (100.0)	0.0 (0.0)

事業費(国費)

24. 【特定優良賃貸住宅・高齢者向け優良賃貸住宅の建設戸数】(年度別・構造別)

《特定優良賃貸住宅》

(単位：戸)

建設年度	所在地								総数		
	福井市		敦賀市	武生市	大野市		鯖江市		低層耐火	中層耐火	高層耐火
	中層耐火	高層耐火	中層耐火	中層耐火	低層耐火	中層耐火	中層耐火	高層耐火			
6		(20)		(12)			20			32	20
7	12			18				21		30	21
8				20			15			35	
9							15			15	
10											
11											
12					(2)	(22)			2	22	
13			(6)							6	
14											
15			8							8	
16			14							14	
17			6							6	
18			10							10	
19											
20			10							10	
21											
22			6							6	
23											
総計	12	20	60	50	2	22	50	21	2	194	41

《高齢者向け優良賃貸住宅》

(単位：戸)

建設年度	所在地					総数	
	福井市	敦賀市	大野市		越前市	中層耐火	高層耐火
	中層耐火	中層耐火	中層耐火	高層耐火	中層耐火		
12		(15)				15	
13				28			28
14							
15							
16							
17		10				10	
18					26	26	
19					(80)	80	
20							
21			23		9	32	
22					16	16	
23	83					83	
総計	(83)	25	23	28	131	262	28

国債や繰越により複数年にまたがる事業については、着工年度に計上し、()で表す。

25. 【公営住宅・特定公共賃貸住宅の整備戸数】(事業主体別・年度別)

(単位：戸)

事業主体	公営住宅						特定公共賃貸住宅						総計						団地名					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	17年度	18年度	19年度	20年度		21年度	22年度	23年度		
福井市					(39)															39		福田地		
敦賀市		(27)																27				新津内団地		
小浜市				24	(24)														24	24		山手団地		
勝山市					(12)															12		栄町住宅		
南越前町						6															6	桜町団地		
合計	0	0	27	0	24	75	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	0	24	75	6	

当該年度の着工戸数を表す。

国債や繰越により複数年にまたがる事業については、着工年度に計上し、()で外数を表す。

26. 【公営住宅等管理戸数】(事業主体別・種類別・構造別)

(平成24年3月31日現在)

事業主体	管 理 戸 数												総 数
	公 営 住 宅						改 良 住 宅			特 定 公 共 賃 貸 住 宅			
	準耐火 木造	準耐火 構造	低層 耐火 構造	中高層 耐火 構造	中高層 耐火 構造	小計	準耐火 構造	中層 耐火 構造	小計	木造	中層 耐火 構造	小計	
	平屋建	2階建	2階建	2階建	2階建		2階建	2階建					
福 井 県	77			1,979	2,056			24	24				2,080
福 井 市	24	28	162	4	1,330	1,548		458	458		30	30	2,036
敦 賀 市	6	143	144		888	1,181	72	406	478		8	8	1,667
小 浜 市	144	20	80	56	306	606							606
大 野 市	35	8	80		33	156					27	27	183
勝 山 市	52			12	88	152							152
鯖 江 市	27	18	17		411	473					12	12	485
あ わ ら 市	119	50	52		136	357							357
越 前 市	88	80	102	8	575	853							853
坂 井 市		34	24		422	480		184	184		12	12	676
永 平 寺 町	13				121	134					14	14	148
池 田 町										17		17	17
南 越 前 町	6	8	4		54	72				6	12	18	90
越 前 町	113	40		10	99	262				5	5	10	272
美 浜 町	24	18	43		159	244	20		20				264
高 浜 町	62	4	38		128	232							232
お お い 町	29				15	44					24	24	68
若 狭 町	8	16				24							24
市 町 計	750	467	746	90	4,765	6,818	92	1,048	1,140	28	144	172	8,130
総 計	827	467	746	90	6,744	8,874	92	1,072	1,164	28	144	172	10,210

27.【県営住宅の管理戸数】(団地別・種類別・構造別)

(平成24年3月31日現在)

所在 市町村	団地名	建設 年度	敷地面積 (㎡)		管 理 戸 数				戸数計
			県有地	借地	公 営 住 宅			改良住宅	
					木造	中層 耐火 構造	高層 耐火 構造	中層 耐火 構造	
福井市	町屋	S38～	43,044			339	190	24	553
	幾久	S46	4,668			106			106
	社	S43	3,710			38			38
	上野	S62～H元	14,152			126			126
	杉の木台	S47～S52	32,496			376			376
	大安寺	S53～S54	5,465			48			48
	下荒井	S54～S55	9,083			120			120
	清水 グリーンハイツ	S48～S54	19,405			202			202
	計		132,023			1,355	190	24	1,569
大野市	中野	S33		1,692	10				10
勝山市	比島	S31～S32		4,391	7				7
鯖江市	米岡	S37～S38	6,863		24				24
	御幸タウン	H5～H12	36,007			300			300
あわら市	旭	S33		2,063	4				4
越前市	北日野	S52～S53		6,647		80			80
坂井市	霞ヶ丘	H2～H4	5,256			54			54
	松川	S42		2,073	8				8
	中筋	S40～S41		3,219	22				22
高浜町	日置	S40		807	2				2
総計 18団地			180,149	20,892	77	1,789	190	24	2,080
				201,041			2,056		